

令和6年第4回 鞍手町議会定例会 会期日程（案）

1 会 期 9月4日（水）から9月19日（木）まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			閉 庁
8日	日			閉 庁
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
13日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
14日	土			閉 庁
15日	日			閉 庁
16日	月			閉 庁
17日	火	決算特別委員会	9時	付託事件審査
18日	水	予 備 日		
19日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和6年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年9月4日 午後1時55分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年9月4日 午後2時26分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	1 1	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	1 2	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	1 3	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
	1 0	有 働 徳 仁	出			
出席 13人						
欠席 0人						
欠員 0人						
会議録署名議員	3	星 正 彦		4	宇 田 川 亮	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和6年 第4回鞍手町議会定例会 議事日程

9月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第5 議案第45号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第46号 鞍手町役場の位置を定める条例
- 日程第7 議案第47号 鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例
- 日程第8 議案第48号 鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例
- 日程第9 議案第49号 鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例
- 日程第10 議案第50号 鞍手町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第52号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第53号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第56号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第57号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第58号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第59号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第60号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第61号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第62号 令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第23 議案第63号 令和5年度鞍手町下水道事業会計決算認定
- 日程第24 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除

9月4日本会議開会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時55分 ——

○的野信之議長     ただいまから、令和6年第4回鞍手町議会定例会を開会します。開会に際しまして、今回の台風10号の対応状況等について執行部よりお手元に資料配布がありますのでご確認ください。

次に町長より提出されております

「専決処分の報告 庁舎等建設事業鞍手町新庁舎建設工事請負契約の変更第2回」

「地方独立行政法人くらて病院 令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告」

「地方独立行政法人くらて病院 第3期中期目標期間に係る業務実績見込に関する評価結果の報告」

「令和5年度 決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告書」

「令和5年度 鞍手町 一般会計継続費精算報告書」

「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和5年度 報告書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 星 正彦議員及び4番議員 宇田川 亮議員を指名します。

次に日程第2 「会期の決定」を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から19日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」を議題とします。タブレットの送信資料のとおり議会の意見を求められています。これから質疑を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。「人権擁護委員 候補者の推薦に関する協議」については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、原案を適当と認め、原案通り決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。日程第4 議案第44号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第4 議案第44号につきまして提案説明を申し上げます。日程第4 議案第44号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係市町村との協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。以上が、日程第4 議案第44号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第45号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第5 議案第45号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第5 議案第45号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。本議案は、現鞍手町教育委員会委員の藤井睦彦氏の任期が令和6年10月6日をもって満了することに伴い、後任に筒井英和氏を新たに任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年10月7日から令和10年10月6日までの4年間であり、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第5 議案第45号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第45号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第45号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第45号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第45号「鞍手町教育委員会委員の任命」を採決します。教育委員会委員に筒井英和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第45号は、同意することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時03分 ——  
~~~~~○~~~~~

(筒井英和氏入場)

○的野信之議長 ただいま同意された件で、筒井氏から挨拶の申し出がありますので、これをお受けします。

(筒井英和氏挨拶)

(筒井英和氏退場)

~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時04分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。日程第6 議案第46号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第6 議案第46号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第6 議案第46号は、鞍手町役場の位置を定める条例であります。本議案は役場新庁舎の建設により事務所の位置が変更となることに伴い、現行の鞍手町役場設置条例を改廃する必要性が生じたため、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、新たに事務所の位置を定める条例を制定することに対し、町議会の議決を求めるものであります。なお、本議案により新庁舎の住所が確定しましたら、開庁までの間に、当該住所を必要とする事務手続を進めていく予定としております。以上が、日程第6 議案第46号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第46号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第46号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第46号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。本案の採決には、地方自治法第4条第3項の規定により、議長も含めた出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。本日の出席議員は13名であり、その3分の2は9名であります。議長につきましては、議長席での表決参加となりますのでご了承願います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(「挙手」多数あり)

挙手13名です。全員賛成です。よって議案第46号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第7 議案第47号は、鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例であります。本議案は、役場新庁舎に設置する多目的ホール及び健康増進室

を、地方自治法第238条の4第7項の規定により町の業務に支障のない範囲で町民等の使用に供することについて、新たに当該使用に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、日程第8 議案第48号は、鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例であります。本議案は、鞍手町総合福祉センターが持つ保健・福祉機能を役場新庁舎へ移転し、また、現行の勤労者ふれあい棟の名称を変更し、引き続き体育施設として管理していくことについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに当該体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。なお、本条例の附則で、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止することにしております。

次に、日程第9 議案第49号は、鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例であります。本議案は、鞍手地区都市再整備計画における鞍手地区公園として文化体育総合施設内に公園が整備されたことにより、新たに当該公園の管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、日程第10 議案第50号は、鞍手町公告式条例の一部を改正する条例であります。本議案は、役場新庁舎の建設に伴い、掲示場の位置の変更が生じるため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第51号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、新規制定条例として上程しております、議案第48号鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例を制定することにあわせた、体育施設及び公民館の使用料の減免規定の見直し及び公民館内部改修により施設名称の変更が必要となったため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が、日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第12 議案第52号は、令和6年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なもの申し上げますと、歳出では、2款総務費で、事務の効率化等を図るため財務会計システムにおいて電子決済システムの導入に係る経費として944万9千円を追加しております。

次に、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種について、国から示された接種費用の見込みが見直されたことに伴い、2,503万3千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、大字中山字唐ヶ崎に位置する唐ヶ崎上池の縦樋更新工事費として490万円を追加しております。

次に、7款商工費では、直方・鞍手工業用地の隣接地において、所有者不明の土地があるため境



界立会ができず造成事業に支障をきたすため、所有者不明土地管理制度を活用し、裁判所に管理命令を申し立てる経費として、70万7千円を追加しております。

次に、8款土木費では、大字新延字宮ノ原に位置する池尻・宮ノ原線の道路補修工事費として、100万円を追加しております。

次に、10款教育費では、統合小学校の建設予定地である剣南小学校において、遺跡試掘調査地の樹木を伐採するための経費として、33万円を追加しております。また、歴史民俗博物館別館の展示工事において、造作工事に係る材料費の高騰や館内の解説パネル用の動画制作等に要する経費として、593万2千円を追加しております。さらに、給与費全般において、本年の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。一方、歳入では、11款 地方交付税で普通交付税が決定されたことから所要の補正を行っております。また、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金及び16款 県支出金で所要の補正を行うほか、20款 繰越金では令和5年度決算に伴う繰越金の追加をしております。22款 町債では、庁舎等建設事業について、役場機能緊急保全事業債と一般単独事業債の財源を組み替えたことや、臨時財政対策債の発行可能額が決定されたこと、歴史民俗博物館別館建設事業に関連した過疎対策事業債について所要の補正を行っております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ2,554万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ131億6,534万2千円としております。

次に、日程第13 議案第53号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、9款諸支出金で、保険給付費等交付金償還金2,198万6千円の追加及びくらて病院運営費交付金4,800万円を追加しております。一方、歳入では、国民健康保険税本算定に伴い、1款国民健康保険税及び7款保険基盤安定負担金に係る繰入金をそれぞれ減額補正を行うほか、8款繰越金では令和5年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。その結果、歳入歳出それぞれ8,868万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,989万3千円としております。

次に、日程第14 議案第54号令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金の減額及び3款 諸支出金で一般会計繰出金39万3千円を追加しております。一方、歳入では令和5年度決算に伴い、1款 後期高齢者医療保険料の減額及び5款 繰越金を追加するなど所要の補正を行い、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ54万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,975万円としております。以上が、日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第55号から日程第23 議案第63号までの9件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第15 議案第55号から日程第23 議案第63号までの9件につきましては、令和5年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに公営企業会計の決算認定であります。一括して提案説明を申し上げます。日程第15 議案第55号は、令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 108億3,024万9,824円

歳出総額 104億6,902万4,980円

差引額3億6,122万4,844円となり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,680円を差し引いた実質収支額は、3億6,122万3,164円となっております。なお、鞍手町財政調整基金条例第2条第2号の規定により、決算上生じた剰余金の2分の1を下らない範囲で、基金へ積み立てることとされておりますので、実質収支額のうち1億9,000万円を財政調整基金へ積み立てております。

次に、日程第16 議案第56号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 18億1,592万6,063円

歳出総額 17億4,648万 770円

差引額と実質収支額は、6,944万5,293円となっております。

次に、日程第17 議案第57号は、令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 4,369万2,051円

歳出総額 4,369万2,051円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第18 議案第58号は、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 3億983万6,925円

歳出総額 3億832万7,075円

差引額と実質収支額は、150万9,850円となっております。

次に、日程第19 議案第59号は、令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 57万4,951円

歳出総額 57万4,951円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第20 議案第60号は、令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 990万4,264円

歳出総額 990万4,264円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第61号は、令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 3億4,919万7,517円

歳出総額 3億4,919万7,517円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第22 議案第62号は、令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、

収益的収入が 3億5,007万9,528円

収益的支出が 3億3,783万9,607円となり、損益計算におきまして当年度純利益が、850万5,673円となっております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、

資本的収入が 1,229万9,202円

資本的支出が 9,657万5,040円となり、差し引き8,427万5,838円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金で同額補填しております。

次に、日程第23 議案第63号は、令和5年度鞍手町下水道事業会計決算認定であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、

収益的収入が 4億2,811万2,312円

収益的支出が 4億1,313万5,144円となり、損益計算におきまして当年度純損失が、617万1,349円となっております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、

資本的収入が 5億3,901万9,800円

資本的支出が 6億8,845万4,114円となり、差し引き1億4,943万4,314円の資金不足となりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,114万8,517円、過年度分損益勘定留保資金3,074万1,077円及び、当年度分損益勘定留保資金9,754万4,720円で補填しております。以上が、日程第15 議案第55号から日程第23 議案第63号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第64号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第24 議案第64号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第24 議案第64号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除であります。本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和6年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業4社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。以上が、日程第24 議案第64号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長　本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日 5 日から 8 日までの 4 日間を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日 5 日から 8 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 1 4 時 2 6 分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号） | | | | | | |
|---|-----------------------|------------|----------|----------|------------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年9月9日 午後1時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年9月9日 午後4時42分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 11 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 12 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 13 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | 10 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| 会議録署名議員 | 3 | 星 正 彦 | | 4 | 宇 田 川 亮 | |

| | | | | | | |
|--|------------------|-------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------|--------|
| 職務出席 | 議 会 事 務
局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局
次 長 | 加 藤 優 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備
課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権
課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り
課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険
課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農
業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道
課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健 康 こ ど も
課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境
課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| 一般質問
質問者
及び時間 | 議席番号 | 氏 名 | 経過時間 | | | 質問時間 |
| | 1 2 | 西 藤 典 子 | 午後 1 時 0 1 分 ～ 午後 1 時 2 8 分 | | | 17/30分 |
| | 1 1 | 栗 田 美 和 | 午後 1 時 2 8 分 ～ 午後 1 時 4 4 分 | | | 9/30分 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 午後 1 時 4 4 分 ～ 午後 2 時 2 3 分 | | | 28/30分 |
| | 休 憩 | | | | | 11分 |
| | 1 0 | 有 働 徳 仁 | 午後 2 時 3 4 分 ～ 午後 3 時 1 7 分 | | | 19/30分 |
| ※一般質問
は答弁時間
を除き30分
以内 | 4 | 宇 田 川 亮 | 午後 3 時 1 7 分 ～ 午後 4 時 1 2 分 | | | 26/30分 |
| | 休 憩 | | | | | 10分 |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 午後 4 時 2 2 分 ～ 午後 4 時 4 0 分 | | | 10/30分 |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和6年 第4回鞍手町議会定例会 議事日程

9月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和6年 第4回定例会

| 質問順 | 議員番号
質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|-----|-------------|--|---|
| | 12番
西藤典子 | <p>1. 統合小学校の「基本計画」の進捗状況について。</p> <p>(1) 令和10年4月の開校まで実質3年余。「デザインビルド方式」の業者は決定したのか。</p> <p>(2) 来年度から実施設計に入るが、基本設計の概要は。</p> <p>(3) 多目的スペースの利用法は。</p> <p>(4) 給食調理場の配置・内容は。</p> <p>2. 統合小学校通学路の安全対策の具体案について。</p> <p>(1) 登校口までの通路の安全対策は。</p> <p>(2) スクールバスの運行範囲は。</p> <p>3. 統合小学校の学校給食の具体案について。</p> <p>(1) 地場食材の使用、地産地消の具体的な取り組みの計画は。</p> <p>4. 小学校跡地の活用方法について。</p> <p>(1) クーリングシェルトの設置の検討は。</p> <p>5. コロナワクチン接種について。</p> <p>(1) 町としての助成はあるのか。</p> <p>(2) 接種費用は。</p> <p>(3) 対象者、対象者数は。</p> <p>(4) 接種期間は。</p> | <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長、教育長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> |
| | 11番
栗田美和 | <p>1. 未使用施設について。</p> <p>(1) 未使用施設がどれほどあり、今後の再利用や処分についてはどう考えているのか。</p> <p>(2) 令和10年度統合後の旧6小学校はどうなるのか。</p> <p>2. 地域おこし協力隊の事業実態について。</p> <p>(1) 420万円の予算計上がしてあるが実態はどうなっているのか。</p> <p>(2) 応募者が無い場合は、次年度へ継続を考えているのか。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |
| | 2番
田中二三輝 | <p>1. 自治会の現状と今後について。</p> <p>(1) 昨年9月議会での一般質問で話題となった全戸配布に関する検討結果は。</p> <p>(2) 自治会未加入者が利益を得てないか。</p> <p>(3) 自治会地域内の公園等の管理は。</p> <p>2. じん芥処理施設組合事務局への職員派遣について。</p> <p>(1) 鞍手町の代表として派遣されている当該職員が退職すると風聞しているが交代職員は。</p> <p>(2) 今回の状況を招いたことに対し、任命責任をどのようにとるのか。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |

| 質問順 | 議員番号
質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|-----|-------------|--|-------------------------------|
| | 10番
有働徳仁 | <p>1. 鳥獣害について。</p> <p>(1) 農作物の被害が増えているようだが、被害状況は把握しているのか。</p> <p>(2) 現在の対策、また今後の対策で何か考えはあるのか。</p> <p>2. くらて病院跡地について。</p> <p>(1) 現状はどうなっているのか。</p> <p>(2) また今後について、病院との取り決めはあるのか。</p> <p>3. 鞍手インターチェンジ隣接地の開発について。</p> <p>(1) 今後についての具体的な話はあるのか。</p> <p>(2) 鞍手町として所有者と協議ができないのか。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> |
| | 4番
宇田川 亮 | <p>1. 健康保険証廃止による影響について。</p> <p>(1) 国保加入者のマイナ保険証登録率と人数、有効期間や電子証明書の失効時期の把握は。</p> <p>(2) 資格確認書発行の対応は。</p> <p>(3) マイナ保険証作成時のタイムラグは。</p> <p>(4) 医療機関をはじめ、高齢者・障がい者施設での保険証廃止に伴う影響は。</p> <p>(5) 保険証存続が一番の解決方法との立場に立ち、国に対し強く存続を求めていくべきでは。</p> <p>2. 体育館の利用及びエアコン設置について。</p> <p>(1) 各体育館の利用状況の詳細は。</p> <p>(2) 屋外運動場での授業実施状況は。</p> <p>(3) 社会体育施設としての利用だけでなく、地域コミュニティや高齢者の健康維持、介護予防などにも活用すれば利用価値も高まるのでは。</p> <p>(4) 国の補助制度の期限が迫る中、体育館のエアコン設置を急ぐべきでは。</p> | <p>町長</p> <p>町長、教育長</p> |
| | 6番
新谷留晴 | <p>1. 福祉センターくらの郷の進捗は。</p> <p>(1) 前回の一般質問から半年以上経っているが、くらの郷の今後の在り方について具体的に話が進められているのか。</p> <p>(2) 町民が今でも熱望しているお風呂の再開について、今後どう考えているのか。</p> <p>2. 廃プラスチック加工工場の問題点は改善されているのか。</p> <p>(1) 臭いや煙・騒音について、昨年10月、11月に調査されているが、その後改善されているのか。</p> <p>(2) 児童登下校の際の危険なトラック搬入について、いまだに改善されていないが、対策は講じられているか。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |

9月9日本会議一般質問（1日目）

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 一般質問を行います。質問は、通告一覧表の順序により行います。最初に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

一般質問 ① 西藤典子議員

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、教育長、健康こども課長

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 通告に従いまして質問いたします。まず、統合小学校の基本計画の進捗状況についてお尋ねいたします。令和10年4月の開校まで実質3年余りとなっております。設計と施工の一括発注というデザインビルド方式を採用しての着工となりましたが、この計画はその後どう進展しているのか。事業工程計画では、令和6年度9月までとなっている業者選定につきまして、決定したのかどうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 鞍手町立小学校統合基本計画改訂版に基づきまして、令和6年4月19日に鞍手町立小学校統合整備事業設計施工一括発注プロポーザルとして、デザインビルド方式での公募を開始いたしました。設計事業者と施工事業者からなる4つの共同企業体からの参加表明を受け、資格・実績・体制などの書類による一次審査を行い、令和6年8月26日に2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、鞍手町立小学校等建設設計施工候補者選考委員会により最優秀者と優秀者を選考し、令和6年9月4日付けで事業者に対して選考結果通知を送付しております。今後は最優秀者と契約協議を行い、9月末を目途に仮契約を締結できるよう事務を進めてまいります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありましたら、かなり進んでいるということで安心いたしました。2月改定の事業工程計画では本年度中に基本設計、来年度からは実施設計にかかるとなっておりますので、何とかいろんな希望を持ちまして期待に沿った学校が建つことを願っているわけですが、そこまでいっているというならば、ある程度の何か概要というようなものの、基本設計の概要というものが思い描かれる段階になっているんじゃないかと思いますが、分かる範囲で基本設計の概要とか、あるいは基本計画からはっきり変わった点とか、これはもう絶対変

えないとか、そういう決定事項について、もしありましたら分かりましたらお尋ねしたいと思いますが。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 基本設計は、契約について議会の議決を得て正式契約を締結した後、行うようになります。したがって、現時点での基本設計は行われておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありましたら、今後また機会があるごとにお尋ねしていきたいと思いますけれども。

次の質問に移りますが、令和5年6月の基本計画では、多目的スペースについて700人収容の施設で児童の集会スペースとしてだけでなく、ランチスペースや地域開放の場となるよう計画するとありました。この点については何か変更がありますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 先ほど述べましたとおり、現時点では基本設計は行われていませんが、事業者への公募段階での要求水準としては学年ごとにまとまったユニットを形成し、ユニット内は普通教室等多目的スペースで計画すること。多目的スペースには、多様な学習形態に対応できる広さや設備を有することを求めています。多目的スペースの利用方法としては、ティームティーチング・個別学習・グループ学習など多様な学習形態を展開することで、個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実を図っていくことを考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私の気持ちを述べますと。最初の計画、令和5年6月の基本計画にありました多目的スペースのランチスペースに使うということが非常に私は期待しておったわけでございます。後でまた申し上げることがありますけれども、これについて、またぜひ意見を述べたいと思っておりますが、今お聞きしましたとおり、ちょっと方向が違うようで少し残念に思っております。

次の質問に移りますが、基本設計の問題点の一つに挙げられておりました給食調理場建設の許可、親子方式運用は工場に当たるため、当該敷地では建設できないというようなことがあって、許可を得なきゃいけないということを言われていましたが、許可は受けられたのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これにつきましても、基本設計が行われてないため、建物の配置、具体的なことは決定しておりませんが、許可はまだ受けておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私の気持ちとしましては、多目的スペースをランチスペースにしてもらいたいという気持ちがありましたが、もし敷地内に給食調理場が建設可能であれば、多目的スペースをランチスペースとして使うならば、なるべく近い距離に準備も後片づけもしやすい。そう

いうふうなことで考えておりましたけれども、まだ分かってないかもしれませんが、それを一応教育長の考えとしては、給食調理場の配置、内容については最初の計画と大きく変わるところがあるのでしょうか。どういうものになるとお考えでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これにつきましても基本設計が行われていないため、建物の配置、具体的なことは決定しておりませんが、要求水準書で1日1,100食を調理できる施設としており、鞍手中学校生徒教職員も併せて調理して、中学校分は配食する予定にしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） それでは次の質問に移らせていただきます。統合小学校の通学路の安全対策、この件につきましては昨年12月議会におきまして質問いたしまして、教育長から新たに通学路となる道路への歩道の整備やスクールバスの運行範囲も含めて、今後PTAとの協議を行っていくと、そして最終的には基本設計段階で決定される校舎の配置や学校敷地への出入口の場所等を踏まえ通学路の安全確保の取組を進めていくという答弁を頂いておりました。そこでお尋ねしますが、その後、登校口までの通路の安全対策、これについて私ちょっと不安を覚えておりましたが、安全対策として現段階で考えられる具体的な対応案ございましたらお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 先ほども申し上げましたように、基本設計が行われておりませんので、現在案では登校口につきましては、現在の3か所を踏襲することを定めております。スクールバスを含む学校関係車両の増加が見込まれることから、歩車分離を徹底して児童の安全を確保していく計画にしております。また通学路につきましては、その多くが現在の剣南小学校児童及び鞍手中学校の生徒の通学路として歩道を整備していますが、剣北小学校区からの通学路については、新たに整備が必要となる箇所が生じますので、PTAとの協議を踏まえて安全確保の取組を進めていくことにしておるということで、前回と変わりはありません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 前回質問しました後、ある方から私に対してちょっとアドバイスがありましてね。あんたが言っていることは、陸橋を架ければ解決するんじゃないのという風なアドバイスがあったんです。信号機がないとか、見通しが悪いとか、そういうところを言っていたんですけど、それに対しても信号機をつけられないとか教育長の答弁もあったんですけど、陸橋架ければ解決するのではないかという風なアドバイス頂きましたが、そういうことは実現可能でしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ただいまの陸橋の件につきましては、現段階で出来る。出来ない。と明言することはできません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非この案も検討していただきたいなと思っているところでありま

す。スクールバスの運行範囲等についてもこれからということでもございましたけれども、私最近考えるんですけど、これだけ温暖化が進行して外出を控えるようにと注意勧告が出されたり、屋外プールから室内プールへ転回しようというような学校が生まれたりするような状況であります。今日も、熱中症警戒アラートが出ておりました。こういう中で、スクールバスについても特に夏期のスクールバスの運行について、今までとは違った検討が必要なのではないかと思いますが、どうお考えでございましょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 スクールバスの運行計画につきましては、今後、剣北小学校でも実際には歩く距離が4キロ弱になるところ等々もありますので、十分検討していきながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非そういったことを注意深く心配りをして検討して決めていっていただけたらと思っております。

次に、統合小学校の学校給食の具体的取組についてお尋ねいたします。昨年の9月議会、ちょうど1年前になりますが、統合小学校の学校給食について質問いたしました。教育長からは、自校炊飯を実施し鞍手町産のお米を使用するなど、地場の食材の使用も可能になるような工夫をしていきたいと答弁頂きました。そこでお尋ねします。地場食材の使用について何か具体的な取組の計画などお持ちでしたらお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 これまでの議会答弁の中でお答えしてきましたとおり、地場食材の使用、地産地消への取組の課題としては大量の食材を安定して供給することが困難なことがあります。このため、現在の学校給食では食材費の高騰、不作などに関わらず安定して供給することができる福岡県学校給食会から多くの食材を調達しながら、一部地元で収穫される野菜をサングリーンより購入しております。この課題につきましては、小学校統合後も解決が難しいのではないかと考えておりますが、統合小学校の学校給食共同調理場では下地処理や自校炊飯設備を整備する予定であることから、地元食材を多く活用できるよう検討をしていくこととしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非、地産地消を鞍手町の農業振興と絡めて取り組むようなことをお願いしたいなと期待しておるわけでございます。

次に、昨年の12月議会では、私ではない他の議員さんが食育推進についての質問をされました。そのときに町長から、学校における食育の推進と地産地消などの取組も行われており、これからは地域の協力を得ながら続けていきたいという答弁がございました。

次は町長に聞きたいと思います。町長としましては、地産地消の取組についてどのような具体案をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地産地消の取組につきましては、私自身も積極的に進めるべきだというふうには考えております。しかしながら、今教育長が答弁したとおり、なかなか難しいところもありますので、私自身と教育長とまたは学校関係者の方と協議しながら進めていくことになると思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） この地産地消の取組、これ全国にすばらしい取組がたくさんあるんですね。最近といいますか2012年に始まった取組としては、千葉県のいすみ市の取組がありまして、ここでは2012年に副町長が会長・JAの組合長が副会長となられまして、市役所の農林課で協議会を立ち上げられまして、市を挙げて全量オーガニック米の学校給食の実践と、これを取り組まれまして成功させられておりますね。今、全国から議員や行政担当者がたくさん視察にみえているという状況があるようです。また、有名な例としましては、今治市の自校方式地産地消型有機農業の実践、これはもう日本の中の先駆的なものとして評判が高いということでもあります。やっぱり是非そういったことも学びながら、やっぱり地域を挙げての農業振興と連携した豊かな学校給食の実践、そういったことを是非目指していただきたいと思うわけであります。また先ほちょっと後でということを行いましたけど、給食の形態も、現在やっておりますような各教室ごとの給食ではなくて、同じテーブルにいろんな学年の子どもを座らせて1つのファミリーのようなものをつくって、そこで上級生が下級生の面倒を見るとそういったような給食のタイプだとか、そういうことがなくてもランチルームを造ってそこでみんなが一緒に食事をすると、そういったような実践例もあります。そこで経験された校長先生の言葉として、自校式で調理された給食を全員で食べる環境は教師の給食指導の負担も少なく、生徒会や子ども達での運営で栄養あるものをしっかりと食べることで食育が進められると、こういったような校長先生もいらっしゃるようでございます。もう3年半ぐらいしかありませんけれども、是非研究を深めていただきまして、よりよい学校給食が鞍手町で行われますようお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に統合された小学校の跡地といいますか、跡施設の活用についてお尋ねしたいと思うのですが、今月のくらで広報には分散避難所として、鞍手南小学校含む6小学校が挙げられております。今年の夏は大変な異様な暑さが続いておりまして、九州の北部でも1946年の統計開始以来最高記録を更新しているという状況もあります。やっぱり地域によってはクーリングシェルの設置というようなことも進められているようですけれども、まだ跡地というのは早過ぎるんですけど、やっぱりこのクーリングシェルの開設という必要性が迫られていると、こういうことではないかと思うわけであります。やっぱりそういうクーリングシェルにしましても、遠くまで出かけるというなかなか高齢者の方とか大変であります。この分散避難所と同じように、地域の小学校を中心としたクーリングシェルの開設というようなことが望まれるのではないかと思います、クーリングシェルを小学校、さらには今後統合後の小学校跡施設、これに開設するというお考えはございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現時点では小学校跡地の活用方法については具体的に決まっております

が、小学校統合の時期が決まりましたので避難所・投票所の在り方等を含め、町全体の公共施設の適正配置の検討を行っていくこととしております。ご質問にあるクーリングシェルの設置については、今後の公共施設の整備の際には必要な視点であると考えております。なお、現在中央公民館で大規模改修をしておりますが、暑さをしのぐ場所として活用できるように和室を改修しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ほかにもいろんな設備が地域ごとの集会所みたいなのが、あるいは高齢者対策の施設が少しずつ進んだりしているからいいんです。やっぱりどっか遠いところに1か所あったのではなかなか使いにくいので、是非こういうものも利用して高齢者が今後この暑さに身の危険を感じなくていいような対策を是非していただきたいと思っております。

それでは最後の問題に移らせていただきます。コロナワクチンの接種についてお尋ねいたします。秋から65歳以上の高齢者と60歳から64歳で基礎疾患がある重症化率の高い人を対象に最大7,000円の自己負担を求めるコロナワクチンの定期接種が始まると聞いております。これにつきましては神奈川県海老名市では、新型コロナとインフルエンザの同時流行を予防するためとして、両方の接種の無料化を決めたというようなニュースも聞いております。また近隣の遠賀町でも、自己負担を3,300円とするというようなことも聞いておりますが、お尋ねいたしますが町としての助成があると期待しておりますが、助成とその結果の自己負担額は幾らになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在、新型コロナウイルスワクチン接種について直方鞍手医師会と接種医療機関や委託料について調整しているところです。国より定期接種への移行期における激変緩和措置として1人当たり8,300円の費用補助があり、自己負担を差し引いた残りの金額については町の補助となっております。自己負担につきましては先ほど申しましたが、直方鞍手医師会と現在調整中となっており生活保護受給者の方については、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に自己負担は無料となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ということはまだ決まってないということですか。あの65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの基礎疾患のある方について決まってないんですかね。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在、調整中でまだ決まっておりません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 是非、近隣の遠賀町なんかでも3,300円と聞いておりますの

で、できるだけ多くの方が接種を受けやすい形に決めていただきたいと思います。この助成、もしあるとして、まだ決まってないそうですけども対象者。結局これはどうでしょうか65歳以上の高齢者と重症化リスクのある60歳から64歳までの方っていうのは、同じような取扱いになるのでしょうか。その対象者、それともし助成があるとして対象者数は何人ぐらいになるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。対象者につきましては先ほど議員のおっしゃるとおり65歳以上の方、それから60から64歳未満の方で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方となっており、高齢者インフルエンザ予防接種と同じ対象者となっております。対象者数につきましては、令和6年8月末現在で65歳以上が5,947人となっております。60歳以上64歳未満の方の対象者数を把握するのは困難ではありますが、高齢者インフルエンザの対象者数と同じと考えますと、例年5人程度となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） なるべく早く決めていただいて、安く受けやすくしていただきたいと思います。もし始めましたら接種期間はいつからいつまでとなるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。令和6年度につきましては、令和6年10月1日から令和7年3月31日が接種期間となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 以上で質問を終わりますが、なるべく海老名市の場合、インフルエンザとの同時流行を予防するために無料にするというような例もあります。どうか鞍手町におきましても流行が深刻にならないように対策をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○的野信之議長 以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、11番議員 栗田美和議員の質問を許可します。

## 一般質問 ② 栗田美和議員

質問者：栗田美和議員

答弁者：町長、管財課長、まちづくり課長

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） ここに書いていますように未使用施設、今から各小学校についても今後未使用施設に位置付けられるものと思いますが、これについての質問をしたいと思います。現実的には、この問題についてはもう既に病院とか、はっきりしている役場とか跡地をどうするかっちゅうのは前々からの意見なり質問があっていたと思うんですけども、その方向性が一つも見えてない。先ほど小学校の跡地の利用について西藤議員のほうから話がありましたので、これにダブるようなことはあるかと思いますがね。これについて早急な考え方なりを出して行ってほしいと思います。小学校についてもあと3年ちょっとで新しい小学校ができるわけです。その時点を考えてみたら、もう今の時点からこういうのは、次をどうするかっちゅうのは提案なり話を町長のほうからしていただかないと、なかなか思い切った取組っていうかできないんだろうと思っております。町長の任期も失礼ながらあと2年で終わるわけですけどね。これについては知りながら、もうはっきりした時点でどんどん新しい提案をしていきよかんと、極端なこと言うたら、無責任じゃないかと言われる人も出てくるんじゃないか。みんながみんな言うわけじゃないでしょうけども、そういう見方もあるんじゃないかなというふうに考えております。まず決算資料の331ページに町の持っているこういう面積っていうのは分かっています。それはいいんですけども、具体的にさっき言った小学校が統合をされた後のこの未使用施設は現在どれぐらいなっているのか教えてほしいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。現時点で具体的な活用がされてない施設につきましては、旧長谷別館、それから旧鞍手北中学校の校舎及び旧くらで病院の3施設です。なお旧豊翔館につきましては警察犬の訓練など福岡県警に一時使用許可を出しておりますが、それを含めると4施設となります。また今後、利活用検討の対象となる施設につきましては、前述の4施設を含め、総合福祉センターの現勤労者ふれあい等を除く全ての施設、小学校統合後に残る5小学校、給食センター、学童クラブといった教育関係施設となります。それから役場の庁舎についても同じく検討の対象となる施設となります。今後の利活用や処分につきましては、先ほど西藤議員への答弁にもありましたけども、小学校統合の時期が具体的に決まりましたので、避難所それから投票所等の在り方の検討を進めまして、町全体の公共施設の適正配置の検討を行ってまいりたいと考えております。その中で利活用や処分を行う施設、残す施設と残さない施設というのを確定させまして利活用の担当課管財課になりますけれども、としましては順次手続を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 大体考え方分かったんですけどね。先ほどから申しますように、もうそのときになってバタバタしてもなかなかできないんですよ。こういう処分にしても利用にしても、だから今のうちから小学校が3年半後に出来上がると言いますが、もう出来上がるんだけ



ども、その前もって今ぐらいから取り組んで遅くはないというふうに思っております。鞍手あたりはちょうど役場からこのL字ラインでコンパクトシティの見本みたいなことを言われて地区の利用は盛んになっていますけども、周囲についてはなかなか小学校が統合された後あんなところになおさら使いにくくなってくるんだらうと思います。さっき西藤さんが言われたように、そういう暑さを避けるためにシェルターをつくったらどうかとか、そういう提案もあるかと思いますがでもなかなかそれについては全部入るわけじゃないから非常に難しいんだらうと思いますけども、できるだけ早めにこれは整理をしていかないと、そのときにバタバタと言われても、なかなかできにくいことだらうと思います。町長のほうから、もうさっき西藤さんのお答えが一部ありましたがでもですね、これについては町長のリーダーシップを持って、これに対応していただきたいと思っております、町長のお答えをもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど担当課が答弁しましたように、統合小学校跡地だけでなく、鞍手北中、豊翔館といった旧教育施設や、総合福祉センター、旧くらて病院などの大規模な施設について、今後、処分を含めた利活用を図っていく必要があります。一言で利活用と申しましても、施設をそのままの形で活用頂ける場合と、施設の利活用や処分のために改修費用や解体費用が必要になる場合とがありますが、大半の施設では後者であることが想定され、この場合は少なからず財源が必要となってきますので、私としても今後の計画にあたり、それが大きな課題であると感じているところです。繰り返しの答弁となりますが、ご質問の統合後の小学校跡地につきましては、現時点では具体的な計画はありませんが、まずは避難所・投票所の在り方等を含め、町全体の公共施設の適正配置の検討を行った上で、個別、具体的な計画を立てていきたいと考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 町長のお考え方は分かりました。でもできるだけ早めに整理しよかないと絶対これ間に合わないと思いますよ。福祉会館というか福祉センターについては、有働議員が前から言っているように、します。します。って言いながら全然進んでないでしょう。ああいうところも含めた上で跡地利用っていうか、未使用施設については早くから取り組んでいかんと、本当に難しいことになるんじゃないかなというふうに考えております。それを希望いたします。

続きまして、2番目に入ります。地域おこし協力事業についてです。これについては平成5年の事業の提案されたときには、これについては駄目だ。ある議員は直方市で採用されたけど、2、3か月でやめてしまったと。その原因あたりは調べていかないかなだらうと思いますけども、そういうことで、あれについては否定はされましたけども、また6年度の事業予算にまた上げられてこれについては、議案として通過しておるわけです。私もこの地域おこし事業の協力隊については賛成しておりますので、これについては進めていっていただきたいと思っているんですけども。現実的にはもうここ4か月、5か月になりますけど、まだ全然、気をつけて見ているけど、表に出てくるような状況じゃないんですよね。ホームページ見ますと6月の3日か4日の町のホームページにはこれについての提案っていうか、募集っていうかそういうのが上がっておりますけども。その後の動

きです。町長が思っていた気持ちよりも全然そのあとに人が隊員が募集されてない。もしかしたらそのあと手挙げられて、そこで直接面接をされてこの方は駄目だということで、切っているのかどうかわかりませんが、そここのところの説明をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましてはまず担当課長から答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。地域おこし協力隊につきましては、本年4月下旬から5月末までを期限といたしまして募集をしておりましたが、応募がございませんでした。先ほど議員が言われましたように、6月に再度この募集要項の一部を改めまして随時応募できる方式に切替えた上で改めて現在も募集を行っているところです。ただし現在も応募は来ておりません。以上です。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） そういう状況であるなら、なおさら相手側からの積極アプローチとかそういうのはできないけども、そういうふうなホームページをどんどんどんどん新しくいろんな情報を入れることによって、今まで来てなかった人たちが手を挙げるつちゅう状況が出てくるならば、もっと積極的に広報の担当なり課長あたりは、町長もそここのところの指示をして町長が外からのエネルギーをいかに持ってきて活性化させるかという発想ですので、そここのところを早急にやってほしいと思います。これから半年ありますからね。この間に少なくともゼロであったということのないように進めてほしい。もし仮にこれはわかりませんが、これ今年が募集しても誰も来なかったという場合は、来年も続けるのかどうか、そここのところをお聞かせください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集につきましては、ホームページなどの電子媒体関係では鞍手町移住交流推進機構・ふるさと回帰支援センター・福岡県移住定住ポータルサイト、福がお〜くらし、それぞれのホームページで募集しております。また鞍手町のフェイスブックでも募集しております。その他紙媒体の募集としては鞍手町役場のほか、東京にありますふるさと回帰支援センター、福岡市天神エルガーラにあります福岡よかこ移住相談センターにおいて、募集チラシや募集要項などの必要書類を配布しております。しかしながら、先ほど課長が答弁しましたように、今のところまだ応募は来ておりません。今私が思うところではありますが、今回の募集については、やはりまだ初めてだったということもあり、経験ないところでもあった上で、私なりに今のところ考えているところとしては、募集目的をはっきり相手側に伝わっていないのではないかと、またはどんな活動をすればよいのかがわかりづらかったのではないかと。また募集要項が本当に魅力的だったかどうかとか、また受入れ体制がはっきりしていないなどが考えられます。いずれにしても、今年度募集がなければ詳細に分析し、次年度については募集要項そのものについても工夫をして募集をしていきたいというふうに考えております。と同時に募集がない場合は、募集のアドバイザーという派遣制度もあります。そういったものも活用するとかいうことも考えられますし、募集事務については、上

限300万円までの上限がありますが、今回は40数万円しか使っていないということもあります。いずれにしても、いろいろなことを分析しながら次年度についても、先ほど栗田議員が言われたように、地域の活性化については、地域おこし協力隊を活用しやっぱり町外からの方を起爆剤として、鞍手町の新たなまちづくりに加わって頂きたいというふうには考えております。

○的野信之議長 栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 町長のほうから具体的にいろいろこういう方策もある、こういう方策もあるってことを言われていますけども、もう4月から以降、この半年たってまだ全然上がってない中で、これを分析して次に生かしたいって言われていますけども、もうそういうのやっとなかないかんことじゃないかなと私は思います。だからこれはちょっと町長の気持ちとはちょっとずれているんじゃないかな。仕事の進捗状況がね。だから、そこのところは町長が今から先ほども言葉を出しましたけど、リーダーシップをとって整理をし進めていってほしいと思います。あと半年間ありますので、具体的にそれが出てくるだろうということを期待しまして質問を終わります。

○的野信之議長 以上で栗田義一議員の質問を終わります。

次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

### 一般質問 ③ 田中二三輝議員

質問者：田中二三輝議員

答弁者：町長、まちづくり課長

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 2番。まず一般質問に入ります前に、この歴史ある議事堂で残すところ定例会があと2回という時期になりました。新庁舎移転後は配信等も予定されていることから、そういったことを意識した一般質問になるよう頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日は2つの項目を一般質問のテーマとして挙げております。1つ目の自治会への現状と今後について、2つ目がじん芥処理施設組合の事務の関係について質問を予定しております。

最初に、自治会の現状と今後についてという内容で通告に従って一般質問を行ってまいります。自治会の存在意義や、昨年9月定例会で質問があった町民に対する情報発信に関する検討結果を確認して、自治体加入者が抱える不満等の解消に繋げることができればという思いで質問を行ってまいります。自治会の歴史は戦後の日本の地域自治制度の発展と共に始まり、地域の住民が地域自治体と連携することで地域の課題や要望を解消するために設立され、その役割は地域の行政に対する意見や要望を伝える場として役割を果たしております。また地域の福祉活動や社会事業の支援、地域のイベントの企画運営なども行っておられます。自治会は、自治体との連携が重要であり、自治会の活動、地域の住民だけではなく行政や地域の企業団体との協力も必要であるというふうに言わ

れております。自治会の存在意義については、このように解説が行われているわけですが、しかしながら、全国的に自治会の加入率低下、そして自治会会員の高齢化に伴う地域コミュニティの希薄化ということが話題となって、随分と時間が経過をしておるところでございます。昨年9月定例会での一般質問で話題となりました鞍手町文書配布業務について、全戸配布に関する検討結果を行うという答弁がありましたので、最初にその検討結果を確認したいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 啓発物の全戸配布につきましては、今年3月の定例会の中で説明をし、繰り返しとなりますが、昨年10月の各自治会長を対象とした実施アンケート調査を実施させていただきました。その中で広報紙等の配布業務について、配布業務が負担になっていないか。どのような配布方法が望ましいか等の調査をさせていただきました。この結果では、現時点で負担を感じていないが全体の84.3%、現状の配分方法で良いが全体の60.7%を占める結果となりました。頂いたコメントとしては、スマートフォン等が高齢者にも普及しているので、デジタル化にすべきやペーパーレス化に取り組むべきなどの声がある一方で、配布業務があることによって会話が生まれ、現状ではコミュニケーションツールになっているとの声も頂いております。現在の区の加入率からすれば全戸配布の必要性も感じますが、区からの意見も重要であり、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、引き続き慎重に検討を続けていく必要があると考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） まず配布に負担を感じていないが84.3%。現状の配布方法で良いが60.7ですかね。そういうアンケート結果だとおっしゃいますけど、これはあくまでも区又は自治会の会長が答弁したアンケートだろうと思う。そういったものの内容っていうのはもちろん重要性があるというのは十分理解できますけど、これは自治会の会長等の答弁というのは、その守備範囲は、あくまでも自治会員ですよ。自治会に加入している方に対しての配布の状況がどうのっていうのが大きな意識をされているところであって、その方々への配布が負担を感じてないっていうふうに解するべきだと思います。加入率を見るともう50%切って40数%になっているわけですから、行政は町民全体若しくは鞍手町に住んでいらっしゃる住民全世帯に対する配布を考えなきゃいけない。これが行政の立場というふうに思います。したがって、現状の配布方法を暫くやりながら新たなことを検討するっていうふうにも今の答弁を受け止められますけど、できれば数年前まであった駐在員って方の制度。これたしか今はもう無いと思いますけど。この制度は、駐在員は地域全体の世話をする。世話っていう表現でいいのかわかんないけど、世話をするために町から委嘱を受けて、その地域全体を見る。区長や自治会長との立場というのは明らかに違う。この制度があればその方に配布をお願いすれば全戸配布に繋がる。しかしながら残念ながら今はその制度がない以上、全戸配布をやはり目途としているのであれば、数年前に全戸配布に対する職員間でのアンケート等が行われたんじゃないですか。私そのように聞いていますけど。これを、やはりその結果をもう一度きちんと解析しながら、もしくはそういったことが行われていないのなら、各課の

課長なりが集まって全戸配布への方策等をやはり検討しながら、業者委託をすべきじゃないかなと私は強く感じております。なぜこの1年たってもまだ業者配布をしないのか、経費の問題とかいろいろあるのかなとは思いますが、この件について、もう少し具体的な答えをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 文書配布業務につきましては自治会未加入者への配布や自治会役員の負担軽減を目的として、令和3年度から業者委託による全戸配布を検討してまいりましたが、昨年10月、先ほども答弁しましたように、10月に実施した自治会アンケート調査の結果及び全戸配布を行う場合の財源措置や、今後の行政サービスのデジタル化への移行等を踏まえ、どのような情報発信が最適なのか、今後も引き続き検討していく必要があると考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 文書配布。いわゆる町からの町民に対する情報提供といった大きな意味合いがありますので、できるだけ早急に全戸配布するための方針、方策。これは、しっかりと検討した中で早急に答えを出すべきだというふうに考えております。町長もその決意のほどをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたようにこのデジタル化の中で、今後も紙媒体による全戸配布ということが必要なのかどうか、これも含めて検討する必要があると思いますので、先ほども答弁しましたように引き続き検討を進めていきたいと思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 検討を引き続きされるのは結構でございますので、できるだけ早く、その答えと方向性を出していただきたい。こういうことを申し添えておきます。文書配布につきましては、区長・組長さん。それから会長さんもそうなのかな。報奨金等が払われていると思いますが、その報償金を払う対象者・対象規模というか、それはどのようになっているのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。文書配布の区長・組長に対する報奨金につきましては、鞍手町自治会等助成金及び自治会長等報奨金交付規則に基づきお支払いをさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうなるとこの報償金支払い対象の要件は、何か件数とか何かそういうのありますか。もしあれば教えてください。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。まず区長には平等割の16万3,000円に

当該区1世帯当たり480円に加入世帯数を乗じて得た額、組長さんには平等割3万2,600円に当該組1世帯当たり660円に加入世帯数を乗じて得た額を支給しております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そういった報償金の関係等もあってね、もし現状の配布方法等を大きく変えるといったことになる、そこら辺の自治会若しくは区なりの運営等に大きな資金的な負担がかかるのかな。入ってこないこともありますので、先ほど業者配布・業者依頼・委託が良いんじゃないかと申し上げましたけども、そういったものがあるのであれば、加入している、してないは別にして、全戸配布をその方々にお願いするとかいうようなことも検討の1つじゃないかなと思います。区なり自治会に入のお金が多く入ってくるっていう形もなって、町からの助成額の増額っていう形も表現的には違うけども、意味合い的には違うけど結果としてはそのような形になるんじゃないというようなことも思いますので、ぜひそういったことも含めて今後検討して頂きたいと思いますし、いずれにしろ20世帯程度ないと配布対象にならない。こういうことは確認をさせていただいたというふうに整理をしておきたいと思います。

それから、次の自治会未加入者の方がね、これ利益を得ているんじゃないかっていうふうに、よく話を聞きます。自治会はその地域に住む住民の方が、地域の防犯や防災更には清掃活動を祭りなどの各種イベント等に、地域の交流活動を通じて地域の活性化を目指して構成されている。失礼。未加入者の関係なんですけども、これ、未加入者が利益を得ている、要するに会費を払わなくてもいいのかとか、街灯の問題とかもいろいろあると思うんですが、何かこれに関して、町が把握しているようなことがあれば、ちょっと紹介をしていただきたいんだけど。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど田中議員も言われましたように、自治会はその地域に住む住民の方が地域の防犯や防災、清掃活動、お祭りなどの各種イベント等、地域の交流活動を通じて地域活性化を目的として構成される任意団体であり、加入するかしないかは個人の判断に委ねられております。自治会に加入することにより、会費の負担が発生する、役員の業務の負担が大きいなどの声を頂くこともあり、地域によっては自治会未加入者に対する防犯灯管理等の共益費の取扱いが課題になっているともお聞きをしておりますが、それぞれの地域において対応頂くようお願いをしているところです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 私も区のほうに加入しているんであれですけど、いくつかの募金が自治会を通じて行政のほうから、これ依頼なのかな。何かちょっとその流れは私つかんではないんですけど、募金というのはあくまでもその個人募金、個人がその募金の趣旨を理解して賛同して行うものだというふうに考えておりますけども、中には強制的に取られている。自治会に入っていれば強制的にとられているっていうふうに感じ取っていらっしゃる方もいるというふうに聞いています。この辺は、まずその募金をどのように依頼しているのかちょっとその辺も教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募金につきましては、各区や組によって考え方がまちまちであるため、各区がどのように受け止めているかは町としては把握をしておりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 自治会加入者が損をして、未加入者が得があるということは、これあってはならないことだというふうに思います。したがってそのような、どうしたらそういったことの加入者がそういったことを感じないのかっていう方策っていうのはね、やはり行政としては検討すべきじゃないかなというふうに考えますけど、答弁よろしくをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどもお答えしましたように募金はいくらでも任意によって行われるものだというふうに思っております。したがって区または組においても、どのような考えによって募金を集めているのかっていうのは町としては、こうしなさい。ああしなさい。ということも当然ながらあいうこともできませんし、各区各組によって考え方もまちまちでもありますので、それは各区組にお任せしたいというふうにも思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） なかなか難しいところ、任意団体であるってこと私も後ほど述べますが、理解はしているつもりなんですけど。通告書でいきますと、最後の質問項目に移りますが、自治会地域内の公園の管理、これについてちょっといろいろとご相談を受けているんですが、この管理が今どのようになっているのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 自治会地域内における公園等については地域住民の方が利用するものであり、その地域の自治会活動において維持管理をしていただくものと認識をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 自治会の敷地内の公園、よく見かけるのが大きな団地の一角にある公園等についての管理なんですけど、これその敷地自身は町の敷地で、町名義なのかどうなのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 自治会区域内である公園の所有者につきましては、基本的には自治会となっておりますが、団地造成に伴い町名義となっている公園もございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 団地造成の関係で町名義になっているとなればね、その管理は当然その町が行うべきであって、地域住民に、ましてや自治会にこんだけ高齢化が進んでいる自治会に対して公園の管理っていうのをお願いしているっていうことが、かなり無理があるんじゃないかな公園の管理自体が。管理作業・除草とか色々あると思うんですが、そこの考え方っていうのをもうちょっと詳しくをお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町が維持管理を行う公園は基本的には都市公園と位置付けられているものになります。先ほどの答弁と重複いたしますが、自治会区域内における公園等については地域住民の方が利用するものであり、その地域の自治会活動において維持管理をしていただくものと認識をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 自治会内にある公園の維持管理っていうことが、自治会自身の抱えるこの問題、高齢化が進んで役員の成り手が少なくて加入者の増加につながらない。ここに全て繋がっている、一部繋がっているというふうにも受け止められるんですよね。大きな問題点だと思います。町名義の敷地であればね、当然それは都市公園は町がやるけども、その他の公園については地域内にある公園との位置付けで、名義云々はさておき自治体にこの管理を依頼しているということとは非常に自治体に対する負担増になっているんじゃないかな。逆に自治会への加入者の減少に繋がるんじゃないかなっていうふうにも受け止められます。したがって自治会の負担軽減をやはり十分考慮するように改善すべきじゃないかなと思います。自治会が抱える課題、それだけが課題ではないと思いますけども、そういったものをしっかりと理解共有して解決の第一歩、これを踏み出す努力っていうのは続けていく必要があるだろうし、早急に答えを出す必要があるというふうに思います。当然自治会が抱える、自治会というものに対する法的根拠、これについてはその加入脱会、若しくは設立・解散に関してはね、最高裁の判例が示すとおり任意団体ですよ。それは十分に理解をしておりますけども、ここまで加入率の低下、そして自治会の運営に関して、その活動内容が高齢化に伴う疲弊しているような状態であれば、なかなか町の活性化には繋がっていかないんじゃないかなと思います。自治会の活動が活発であれば地域の活性化が図られ、その活性化が図られることによって町の活性化に繋がるんじゃないかな。こういった発想のもと、ぜひ今申し上げました公園の管理の問題、自治会への負担軽減、そして全戸配布の問題、これはね引き続き検討するというふうに先ほど町長からの答弁ありましたけども、本当にね早急にやるべきだと思いますよ。答えを出すのを。まずしっかりと区長会のメンバーが自治会長の会長とのメンバーと同一かどうかちょっとまだ分かりませんが、そういったところの方々としっかりと話し合いを進めていきながら自治会の活性化に繋げて頂きたいというふうにも思いますし、まず日々のそういった自治会の会長の活動っていうのは本当に頭が下がるものがあると感じておりますけども、行政はその方々の相談窓口、若しくは相談業務、これを門戸を広く開いて町長始めとした町職員の方々の発想力、行動力、これに期待してこの問題についての一般質問は終わりますけれども、先ほど述べた点についてはね、しつこいようですが早急により良い回答を出していただきたいということを期待して次に進みたいと思います。議長すいません、次の質問に移る前にちょっと資料の整理をしますんで、一旦座ります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 続いては、じん芥処理組合事務局への派遣職員についてです。宮若市及び鞍手郡2町で運営されているじん芥処理施設は経年等による老朽化と供用期間による整備計



画が進められているというふうに聞いております。このような重要な時期を迎え、確実な整備計画を履行し1市2町のゴミ処理事業がつつがなく履行されることを確認いたしたく、質問を行ってまいります。なお、このじん芥処理組合には独自の議会があります。私の質問内容がその境界を越えた質問とならないよう細心の注意を払いますけども、境界を越えた質問となった折には、適時ご指摘頂きたく議長をお願いをしておきます。

昨年の行政報告で整備推進室を設置すると。このときに宮若市より1名の職員を派遣する。また別の行政報告では、じん芥処理施設組合事務局は2係とする旨の報告があり、構成団体である1市2町からそれぞれ、1名の職員を派遣するという報告を受けております。このような状況下で、本年4月1日付で鞍手町から派遣された職員の方が退職するというふうに聞いておりますが、まず事実でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当該職員からは7月31日に退職願が提出され、退職したい旨の話があり受理をいたしました。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長。ちょっともう一度確認したいんですが、4月ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 7月。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 7月。失礼しました。まず派遣職員っていうのは、まずこれ鞍手町の代表として派遣されているというふうに私は思います。職員の方が7月末で退職の意向が出た。現在、まあいつ退職されるか分かりませんが、現時点も出勤はされているんですよね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在、有給休暇をとっております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうしますと現時点においては、鞍手町からの派遣職員がじん芥処理施設組合事務局のほうにはいないという形になると思うんですけど、宮若市さんからは2名、小竹町さんからは1名の職員の方が派遣がこれ継続しているんですよね。そのような状況下の中で、なぜ、鞍手町から派遣できていないっていうのは、これはどういうことなんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの答弁を補足しますと8月31日付で鞍手町のほうに派遣を解いてこちらのほうに席を戻しており、現在は有給休暇中であります。今言いましたように、現在、鞍手町からの派遣職員はじん芥処理施設組合の中にはおりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 派遣解除っていう形になっているのかなとは思いますが、これ派遣解除となればね、さっき今町長がおっしゃいますように、鞍手町から派遣されていないんですよね

職員が。当初の約束を履行してないっていう形になるんじゃないかなと思いますけど。これ7月末で退職の意向があった。8月31日で派遣を解除した。この1か月の間に次の派遣職員の方を決めて、派遣職員の入れ替え、別の方を派遣する。こういった時間が十分あるというふうに考えますけど、なぜその今派遣職員がいない状態というふうになっているのかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 交代職員につきましては、現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 現在検討中っておっしゃいますけども、なぜ8月中にそれを検討して、9月1日付で別の職員の方を派遣する、なぜこれができなかったのかを聞いているんです。もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般職員の人事については、議決要件ではありませんので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） もちろんね、人事案件については、町長の権限の中にあるというのはしっかりとこっちも理解していますよ。でも私は、なぜ次の職員の方を派遣しなかったんですか。あなたは先ほど、別の派遣の職員については検討していますっておっしゃいましたよね。検討していますっていう答えのときに、これ以上の答えはしませんと言うべきじゃないですか。答えが矛盾しているでしょうが。まだ終わってないよ。いいですか、鞍手町の派遣される職員って方は、鞍手町の職員を代表してじん芥処理施設組合へ派遣するんでしょう。まずね。その代表なんだからしっかりと職員の方をまず派遣する。派遣した職員の方がお辞めになる。もうこれはもう個人的な理由だからしょうがないんですよ。派遣を切る、派遣を解除する、これもいいですよ。じゃあ間髪入れずに、派遣職員を交代させるという、これは義務でしょう。違いますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 時間もあと残すところ7分でございますので、なかなかね、そこら辺をはっきりと答えていただけないと思いますけど、逆に、このじん芥処理施設組合への職員の派遣というのは行政報告でも受けています。しっかりとした約束事の中で、それぞれの1市2町構成団体から派遣をされてきていらっしゃると思います。派遣されていらっしゃる宮若市さんから2名、小竹町さんから1名、この方々が本来行う業務の内容以外に鞍手町から派遣した職員が行うべき業務を他の自治体の方から派遣されている職員の方に負担をしていただいている。こんな恥ずかしいことでいいんですか。鞍手町長としての責任として、間髪入れずに次の職員の方を派遣すべきじゃないんですか。それが、当然やるべきことだというふうに思いますけど、どうぞ。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 何度も答弁しておりますが、現在検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 非常に不誠実な答えだと思いますよ。いつまでに検討しますとかいう時間的なスパンも示さないし、これねこれ以上もう5分しかないんで、あれですけど、町長ね、このことは、まず1市2町の首長として、じん芥で話し合ったんでしょ。そういうふうに聞いていますけど。鞍手町は町長が約束したのにその約束を履行しない。こうなりますよ。そうすると非常に鞍手町にとっては信用失墜、もしくは信頼の失墜になって、県、国からそっぽ向かれますよ。そういうことをどう考えているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般職員の人事については、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 誰にせいとか彼にせいとか言っているんじゃないんですよ。できるだけ早くすべきだし、約束の履行というのはこれ子どもでも分かりますよ。ね。あなた町長でしょうが。鞍手町の町長としての責任というのはこれ発生するでしょう。そのために早く派遣職員を何で出さなかったのかって聞いているんです。最初に。これが人事に関することでこれ以上答弁しませんとか、検討中ですよって言うんやったら、いつ検討の答えが出るんですか。明日ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 何度も答弁していますけど、まだ検討中です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 7月31日付けで出たんでしょ。そうすると、次に何をしなきゃいけないかっていうのはもう分かりますよね。何でそんなに時間かかるんですか。まさかこれ、来年度の4月1日でもいいとか考えていませんよね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 まずは慰留に努めました。なぜこの職員を出したかっていうのは、要するにこのじん芥処理については非常に詳しい職員でもありました。この職員以外にないということからこの職員を出して慰留を努めました。それにはかなりの時間を必要としましたが、残念ながら本人の意思がかたく受理をすることになりました。それについての時間がかかったわけです。その後については、今検討中でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 何で最初にそれを言ってもらえないですか。時間なくなっちゃって。何でそういうことをきちんと答弁の中に言ってくれないんですか。私は、派遣された職員の方が今そこに勤務していない。これの確認と次の職員の派遣を間髪入れずに行わなかった理由。これをただ単に町長の口から聞きたかっただけですよ。何も一般職の職員の人事だからどうのこうの、これ以上答えはありません。何でそうやって敵をつくりたがるんですか。お互い、あなたもこっち側におった人間でしょうが。こういったときにあなただったらどうしてますか。恐らく噛みついて

いると思いますよ。私以上にね。立場が変われば態度が変わるっていうことは、これあっちゃいかんですから、宮若市さん、小竹町さんに対しての誠意を示すために、1日も早く派遣職員を決めて、当初の予定どおり事務がきちっと遅滞なく履行できる体制をまずとってくださいね。これで処理施設が万が一うまく稼働しなかったらどうなるか想像しても分かるでしょう。鞍手町からのゴミ、宮若市からのゴミ、小竹町からのゴミ一切処理できなくなるんですよ。そういった事務の滞りがないようにしていくのはあなたの責任でしょうが。それを管理・監督して、実際に計画どおり履行できているねって確認するのは私どもの仕事ですよ。そこら辺を十分考えて、敵をつくることばっかり考えないで、少しは心を開いて良い答えちょうだいよって、そんなかわいらしい態度とれないのかね。終わります。

○的野信之議長 以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時23分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時34分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。引き続き一般質問を行います。10番議員、有働徳仁議員の質問を許可します。

一般質問 ④ 有働徳仁議員

質問者：有働徳仁議員

答弁者：町長、産業振興課長、管財課長、都市整備課長

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 10番。通告書に従い一般質問を行います。まず1つ目の質問です。鳥獣被害についてですが、農作物の被害が増えているようですが、被害状況は把握していますか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。本町の有害鳥獣による農作物の被害は、農業共済からの報告と農業者へのヒアリングにより被害額を積算し、毎年度県へ報告を行っております。令和5年度の被害額は1,821万7,000円となっております。直近3か年のうち、令和3年

度と令和5年度の被害額の比較ではマイナスの564万8,000円。率にして23.66%の減というふうになっております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 有害鳥獣被害が後を絶たないんですが、駆除に対する補助金の現状を教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。本町では、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、令和3年4月に鞍手町有害鳥獣駆除補助金交付要綱を制定し、県の補助金と合わせて交付を行っております。猪を例に申し上げますと、本町で猪成獣1頭を捕獲・駆除をした場合、令和2年度までは県からの7,000円が交付されておりましたが、令和3年度以降は県の7,000円と、町の補助金3,000円をプラスして計1万円を駆除者に交付をしておるところでございます。なお、鹿についても同額が交付されることになっております。また、本年度におきましては、県による猪の広域的な捕獲に取り組むこととしており、これによりまして先ほど例として申し上げました県の補助金7,000円が1万8,000円に増額され、町の補助金を合わせますと、猪成獣1頭当たり2万1,000円が交付されることとなります。ただし、これは県が指定する捕獲期間のみの適用とされるものであり、10月から12月までの3か月間のうち1週間程度の捕獲期間となっております。なお具体的な捕獲の期間につきましては現時点では県から示されておられません。以上でございます。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 県のほうが10月から12月、1週間で補助金をあげますと、それじゃ全然対応はできないんじゃないかなと思います。農作物によって生育期や収穫期は様々ですが、お米・ブドウ・家庭菜園などに対する被害が大きい6月から10月の間だけでも捕獲・駆除に対する町の補助金を増額するなど集中的な駆除対策を講じることはできないんですか。どうですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 有害鳥獣の捕獲・駆除については、直鞍猟友会に委託をし、銃器及び箱罠による捕獲を実施しております。また直鞍地域の2市2町で直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会を組織し連携して侵入防止柵の整備や捕獲機材等の購入など、国の有利な財源を活用しながら鳥獣被害防止策に取り組んでいます。町の補助金の増額については直鞍猟友会に所属している各市町の駆除者や、2市2町の協議会との合意形成が必要となる部分がありますので対応することは難しいと考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 私が議員になっていろんな議員さん方もこの質問していますけど、対応します。さっきも田中議員がおっしゃっていましたがお答えは検討しますとか、そういった答えがちょっと多いんじゃないかなと思います。実際これ被害状況7月の朝6時半頃に被害状況現場

見に行きました。2回ほど見に行きました。桃やブドウの袋が100枚から200枚ほど落ちていました。1面は真っ白です。で、これが農家さんに聞いたら毎日続くと。それと8月に田んぼがミステリーサークルになっているのも見に行きました。現場に。そういったのも踏まえて町長こういう状況・現場見に行ったことあるんですかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が直接現場に行って確認したことはございません。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) そしたら誰がこの現場を、被害状況を見に行ったのか教えてください。誰も行ってないんですかね。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。鳥獣害の被害につきましては先ほど答弁いたしましたとおり、農業共済からの面積の報告、それと果樹につきましては、農業者からのヒアリングによって被害額を積算しております。以上でございます。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) この被害。ほかにも農業だけじゃなくていろんな建設だったら何かいろいろ職業やられている方いらっしゃいますけど、この被害状況という現場。現場を見に行かないと情報だけでは分からないと思うんですけど、今後、何かこう被害があった、災害があったとかいうときに町長はその現場を見に行こうとは思わないのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身は、どういう災害を想定されているか分かりませんが、災害が発生したときに、なるべく速やかに現場については確認をしたいというふうには思いますが、危険の伴う場合においては職員についてもそうですが、二次被害がないように心がけていくということは原則だろうというふうに考えております。いずれにしましてもどういう被害があるかっていうのは現場に行ってみることは必要かなというふうには思っています。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 猪が突進してきたりとかしたら人間はちょっと太刀打ちできないので、今後、被害状況を町長なり、課長なり、職員さんで、そういうのを現場にぜひ見に行っていたきたいなと思います。

次に、新延小学校付近の歩道で猪が目撃されているようですが、どのような対応するのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども答弁したとおり有害鳥獣の捕獲・駆除については、直鞍猟友会に委託をし銃器及び箱罠による捕獲を実施しております。しかし住宅街での捕獲・駆除に対応することは難しく、特に銃器の使用は地域住民等に危険が及ぶことから、現時点では有効な手段が見いだせない状況です。そのようなことから、現状としては猪等が生息すると思われる地域を中心にこれまで

の銃器や箱罾による取組を継続し、猟友会との連携を図りながら地道に捕獲をしていきたいと考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 新延小学校の歩道で朝、この間は親子連れで歩道付近を渡っていたと。朝方7時から9時ぐらいで数件そういったお話を聞いていますので、今後、鞍手町として早急な対応をしていただきたいと思います。

次の質問にまいります。現在の対策、また今後の対策で何か考えはあるのか。町長に聞きたいんですが、農業は鞍手町の基幹産業ですか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 農業という一次産業につきましては鞍手町の基幹産業であるというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 町長は鞍手町の基幹産業と考えているということですね。現在、箱罾の設置数。それから新たに増やす台数、この地区の銃猟者の人数が分かりましたら教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず町内全域の箱罾の設置数でございますが、66台を設置しております。そして令和6年度、今年度でございますが箱罾を5台購入予定としております。そして各地区の銃猟者、捕獲者ということでよろしいかと思いますが、それについてはすいません今手元の資料ではちょっとお答えが難しい。現在のこれは令和6年度の今の状況でございますが、各地区をまたがって、お1人の方が罾を張ったり仕掛けたりされておりますので、どの地区に何名いらっしゃるかっていうのが今すぐちょっとお答えできませんので、後ほど議会を通じてお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） これ提案なんですけど、先ほど栗田議員が地域おこし協力隊のお話をされていたと思うんですが、今、女性の方で女性ハンターといって、インフルエンサーの方たちが数名いらっしゃいます。あくまでも提案なんですけど、こういった方を地域おこし協力隊の皆さんにお声かけして、そういったハンターの方、イコールインフルエンサーなので、鞍手町のアピールもすごくしてくれると思います。SNSで人気がある方たちが結構いらっしゃるの。それと女性の方たちに狩りをしてもらおう。猟友会との連携もあると思うんですけど、そういったのをどうなのかなと思いますけど、町長どう考えますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町在住の女性ハンターは2名いらっしゃいます。今、有働議員からの提案といえますか地域おこし協力隊の方を募集する際に女性ハンターを募集したらどうかというようなご提案だというふうに思いますが、これは、ちょっとどこの地域かちょっと覚えていませんが、そうい

う、地域おこし協力隊として女性ハンターを募集し、そこで狩り行ってジビエ料理で店を開いて、出しているというようなことがあるところもあるように聞いています。地域おこし協力隊を募集する際の提案としては可能かどうか分かりませんが面白いかなというふうに私自身は思います。ただ、直鞍猟友会の関係もいろいろありますので、その辺組織との兼ね合いもあるというふうに思います。その辺がクリアできるかどうかという問題はあるかなとは思っています。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 町長がお酒を推進していると思うんですけど、いろんな農家さんの被害状況を現場見に行かしてもらったり、被害状況を聞いている中で、お酒の酒米も猪の餌食になる可能性もあります。僕知らなかったんですが、猪が荒らした場所というのは獣くさいお米ができると。そういったことを将来のことを見据えて、お酒を町長推進していますし、鞍手町として、基幹産業っておっしゃるのであれば、本気に取り組んでいってほしいなと思うんですが、そういったことを踏まえて町長この鳥獣問題、いろいろ課題はあると思いますけど、本気で取り組む気持ちはありますでしょうか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この鳥獣問題ではなかなか答えが見だしにくい問題でもありますし、これは鞍手町に限ったところではありません。もちろん全国的にもあるわけですし九州には熊は出てきませんけども、熊が出るところはもう人家に直接熊が入ったりというようなことで、ケガをされる、または人命に関わるようなことも起こっているというふうに報道等では行われております。そういった意味でこの鳥獣被害について、どのような対策が最善の効果があるのかについてということについても、なかなか答えを見だしにくいというところがあります。しかしながら農産物の被害がありますので、これについても先ほど回答しておりますが、1つはやはり直鞍猟友会の方にお願ひし捕獲をしていくと同時に、やはり耕作地に猪等が入らないような政策をまた地道に行っていく、こういった地道な活動によって被害を少なくしていくことが最善であるのではないかなというふうに思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 農家さんは猪が1匹でも2匹でも減ってくればかなりの被害が抑えられると。町長も、鞍手町の基幹産業として農業あげています。うちの鞍手町役場の玄関でも、今度、テレビ放送される、ふるさとWishでしたっけ、KBCで放送される番組のポスターも見ただけいたら分かると思うんですけど、田んぼの風景だったり、ぶどうの写真だったり、長谷観音の像だったり、鞍手駅前もそうなんですけど、そうやって鞍手町のメインとなる中の1つが農業というところがあるので、今後、本当に早急な対応策を考えていただきたいなと思います。

次の質問にまいります。鞍手町が所有する施設についてお伺いします。くらて病院の跡地の現状はどうなっていますか、教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。現在、介護老人保健施設鞍寿の里は引き続き運営をしておりますが、その他の旧くらて病院の土地建物については未活用の状態でございます。旧病院施設群を大きく区分しますと、病院本館及び老健施設がある中央部分、それから北側の宿舎部分、それから町道を挟んだ西側及び南側の駐車場部分となっており、老健施設の運営に必要な面積を除きますと、土地面積約1万6千㎡、建物面積約9千㎡が利活用の対象となります。しかしながら以前の一般質問の際にもお答えをしておりますけれども、当該土地につきましては、過去に建設工事の影響で石炭の層に引火をし、医療の提供に支障を来した経緯がございまして、住宅地が密集している当該土地の性質上、杭施工を要するような大規模な構造物建設は好ましくないと考えられますことから、建物をそのままの形で活用していただくほかは住宅用地としての売却や公園化といった方法以外は難しいのではないかと担当課のほうでは考えております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 具体的な動きはあるのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧病院施設の利活用を検討していくに当たりまして、大きな課題となりますのが、病院建物自体の解体であります。担当課が管財課のほうで試算をしました大まかな概算ではありますが、5億から6億円程度の費用を要すると見込んでおります。現在の過疎対策事業債には解体を単独で実施できるメニューがないため、公園化するか、その他一般の起債で解体する方法しかありませんので、現状として本館部分については、なかなか手をつけづらい状況でございます。なお、現在、病院との事務レベルの協議ではありますが、先ほど言いました病院本館部分、それから老健施設の運営に必要な部分以外の北側の宿舎部分、それから西側駐車場が下段と上段とありますが、そちらの上段の部分、それから南側の駐車場については先行して売却していったらどうかという話をしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 次の質問に参ります。また今後についての鞍手町との取り決めはあるのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地方独立行政法人法第42条の2の規定では、不要財産は町に返還されることとなりますが、その返還方法等についてくらて病院と町とで交わした取り決めはありません。建物解体という大きな課題があるため、なかなか前に進んでいない状況がありますので、担当課長の答弁にありましたように、北側の宿舎部分、西側駐車場の上段部分及び南側駐車場部分の先行売却も手段の一つかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、建物解体の実施是非を含め、一部負担を含めた当該財産の返還等の方法について、くらて病院側と協議を行ってまいりますので、少しお時間を頂ければと思います。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほど町長のほうは少しお時間を頂ければとおっしゃったので、前向きな回答を頂いたと認識しておきます。で、先ほども課長かな、答弁された宿舎部分や駐車場など早急に手をつけられる部分は一気にその病院を壊して解体してどうだっていうのはなかなか難しいと思うので宿舎部分だったり、駐車場部分、今からもうすぐ手をつけられるよというところを早急に対応していただきたいなと思います。いろんな議員さんが質問されていますけど病院だけの問題じゃないです。いろんな場所、これからどんどん増えていきます。後回し後回しにしていたら多分手詰まりになってしまうので、まずは手をつけられる箇所から、予算の関係もあると思うんですけど、そこからどんどんどんどんやっていかないと、もう今ずっと山積みになっている状況になっているんじゃないかなと思っているので、ここは早い段階で動けるんじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただければなと思います。

次の質問まいります。鞍手インターチェンジ隣接地の開発についてお伺いします。今後についての具体的な話はあるのかをお伺いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。現在の状況となりますが、本開発は鞍手開発合同会社が、平成30年に福岡県より開発許可を受け造成工事を行ってまいりました。その後、令和4年12月に株式会社新恒基センチュリー開発が地位を承継し、令和6年2月に開発行為の変更を出しております。事業用の倉庫及び店舗の建設を予定して、現在、造成工事に着手し、現在は水路、調整池等の施工を行っている段階でございます。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 前回この質問をした際に3千㎡程度の店舗が建つと聞いていました。その後、変更はないのでしょうか。それと3千㎡とはどの位の建物をイメージすればいいのか教えていただけたらなと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。開発当初から店舗の面積に若干の変更はありますが、計画自体大きく変わってはおりません。3千㎡と4千5百㎡程度の店舗が2箇所建つという予定となっております。規模感、大きさ的にはコンビニより若干大きく、スーパーマーケットとか、それぐらいの同等程度の敷地面積になるかと思います。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 6月なんですけど直方市のほうで、ある議員が6月議会で一般質問されたんですが、「鞍手町のインターチェンジの隣接地にデータセンターが来るという噂が上がっているが」という一般質問された議員がいました。鞍手町の隣接地にデータセンターが来るという話はあるんでしょうか。町長お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 開発許可は事業用の倉庫及び店舗となっております。民間開発ですので許可以外の内容をお答えすることはできません。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） そういう話があったら、進んでいく状況になれば教えていただけるってことですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 進んでいるっていうか、あくまでもこれ民間開発なので、どのように工事が進んでいるのかとか、話が進んでいるのかとかいうことは、なかなかこちらのほうでは把握もできていませんし、お答えをすることもできないというふうに考えておりますし、現在開発許可として出ているのは事業用の倉庫及び店舗というふうの開発の許可が出ておりますので、それ以上のお答えはできないということです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 次の質問に移りますが、鞍手町として所有者として協議ができないのかと。今町長はあまりこう口が出せないっていう感じで言っていますが、これ開発地域に鞍手町の所有の土地があります。開発の同意をしていると思います。鞍手町は。この開発が前回もお伺いしたんですが、平成30年に開発工事が着工され、いまだに造成工事も終わっていない状況です。町長としてこれどうお考えですか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 開発区域内に町有地を所有しているのは事実です。しかしながら開発事業者と協議は行うことはあっておりますけども、本開発はあくまで民間開発でありますので、現時点で許可以外の具体的な内容っていうことはお答えすることができないということです。先ほども答弁しましたとおりです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） ここの開発なんですけど、相当な時間がかかっているんですけど、鞍手町在住の方以外も町外の方もあそこは何ができるんだと。もう皆さん多分、いろんな方から質問されることが相当あるんじゃないかなと思うんですけど、町長ここの民間企業の代表者とは何度か協議したことありますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この土地の所有権についても、いろいろと二転三転をしたり、現在はまた別の今の方に戻ったりと、いろいろとあの土地については今時間がかかっているというお話もありますが、こちらとしてもどの方がどのようにしていくかというのは今まで民間業者の開発でもありますので注目はしておりましたけども、そこに今業者と色々と協議をするということについては、許可その他のことについてお話をすることでもあります。したがって、実際に現在、地権者となっている方とはお話をすることはあります。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　これ先ほども言ったんですが、開発の同意は鞍手町として出していますよね。鞍手町として所有の土地もありますよね、これ町長自ら代表者の方に足を運んで協議してもいいんじゃないかなと思うんですけど、もう何年も何年もこれ経っている状況がこのまま続いていくのもどうかなと。鞍手町は同意出しているんですよ。町長自ら足運んでその方に会いに行ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺どうなんですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように開発許可については、事業用の倉庫及び店舗というふうになっておりますので、そのことについて、こちらとしては開発されるんだろうなというふうには思っています。しかしながら、その方とも先ほどの例えば調整池のことであるとか水路のことであるとか32条っていうことになりますけども、協議についても話をしておりますし、こちらが会いに行くか向こうが会いに来られるかは別にして、時々はお会いすることがあります。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　その中で時々お会いすることがあると、これ何年もずっと続いているんですけど、具体的な話出てきているんですか、教えてください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように、今の開発許可については事業用の倉庫及び店舗となっております。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　いや、それはもう前から一般質問しているんで分かっているんですけど。それまんまずっとこのまま行くんですかって聞きたいんです。それだったら、自分から足を運んで、その方に話しをしに行ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。このままずっと行く気ですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　何を話しに行くのかちょっと分かりませんが、町としてこれをつくってくれとかあれをつくってくれとかいうような要望を言いに行くのか、何にするのか分かりませんが、少なくとも主な土地自体は民間の方が土地を所有し、開発許可は民間の方が開発許可を出しているわけですから、その中の一部に鞍手町の土地があるということです。ですから、こちらとしてその開発を見守るということになります。

○的野信之議長　有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　いや。僕は民間の企業の方にこういう店舗を出してくれとか、こういう会社をつくってくれて言いに行っていってほしいって一言も言っていません。そういうことじゃなくて、こんだけ時間がかかっている中で何とか民間の方にもっと、スピード感を持って何かこう、動きをとってもらえないかというお願いをしに行けないのかなっていうことを聞いているだけで、別にその民間さんにどこの会社を持ってきてくれとか、そういうことを僕一言も言ってないです。もう一度答弁頂けていいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 質問がよく理解をできなかったの、質問に対しての答弁が食い違ったところがあることはお詫びをします。しかしながら、もう少し早く進めてくれだとかいうようなことをこちらから民間の開発業者に対してお願いすることができるかどうかということなんですよね。それこそ民間の方ですから、要するに資金計画もあるでしょうし、どういうふうにして進めていくかという事業計画もあるでしょうし、そういったものがあつての開発だというふうにこちらとしては考えておりますので、先ほども言いましたように町としては見守るということしかできないというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） そういうのを踏まえて、鞍手町として開発の同意を出していると思うんですが、その辺どうですか町長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そういうのも踏まえてっていうのもちょっとよく分からないので、先ほども答弁をしましたように、町としては見守っていくということです。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 同意を出す際にある程度話があつての同意を出すべきなんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。もうただ同意を出した後はそちらにお任せしますってことなんですか。ある程度把握した上で同意出すんじゃないんですか。しかもこれ鞍手町の所有の土地ですよ。その点はどう捉えているんですか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。都市整備課といたしましては、あくまで開発許可を出すところの部署でございますので、先ほど町長が申しましたように、あくまで民間開発ですので、うちのほうから色々ちょっと口を出してやっていただくということは、なかなか難しいかなとは思っております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 分かりました。そしたら誰にでも開発の同意を出すということですね。僕はそういうふうに認識しておきます。

最後になんですけど、鞍手町これずっともういろんな議員さん僕もずっと言い続けますけど、鞍手町が保有する廃墟になる施設・建物をそういったのを順を追って解決していかないと、これからを担う若者とか子ども達に負の遺産を回すことになるんですよ。町長それでいいんですかね。自分の任期のときはそれでいいかもしれませんが、ここにいる僕も踏まえて全員ですけど、若者とか子ども達に、そういったいろんな問題を僕は引き継ぎたくないんですよ。だからもっと町長、全体的に真剣に検討しますとか、考えますみたいな答えじゃなくて、もっとはっきりした答えが欲しいんですよね。こうしていきます。ああしていきます。僕が議員になってそういう答え全く聞いたことないんですよ。検討します。対応します。若い子とか、子ども達にこういうのを引き継がせるわ

けにはいかないんですよ。僕らは、個人のために議員やっているわけじゃなくて、町民のために議員、僕はやっていると思っていますんですよ。今後見据えてですね。町長そういう答えは全く出さないじゃないですか。この後も新谷議員からくらの郷の質問も出ると思うんですけども、本当山積みだと思うんですよ僕。1つずつもう手をつけられるところはどんどんどんどん早急に解決していかないと、もう若い子たちにどんどんこれを負の遺産として渡していかないかんじゃないですか。その辺どう考えとるんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今の質問については通告にはありません。お答えも準備はできておりませんが、今までの経緯から考えますと、もちろん私自身も有働議員と同じように、後世に少しでもいい町にして鞍手町を渡していこうということは常々考えておりますし、常々話もしております。そういった意味で、1つずつくられて病院をつくり、役場もあと完成間近になり、小学校の統合も進め、基盤整備を進めてまいっております。それによって今不要な公共施設が出ているということで、今後不要な、不要といいますか遊休公共施設について対策を進めていこうというふうに考えております。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 町長はもうお答えしなくていいです。鞍手町は、2050年に消滅可能性がある町って言われているんですよ。もうそこら辺を真剣に酌み取ってもらって、もう何かをチャレンジするとか何かを実行するってのは反対は絶対出るんですよ。けど今のこの鞍手町のトップは岡崎町長でしょう。町長がもっと、決断力と判断力を持って進んでいってもらわないと、もう本当に若い子や子ども達にもうそういうのを引き継がせたくないんで、ぜひ決断力と判断力を持って鞍手町を引っ張っていつていただきたいなと思います。以上で一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、有働徳仁議員の質問を終了します。

次に、4番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。

一般質問 ⑤ 宇田川 亮議員

質問者：宇田川亮議員

答弁者：町長、教育長、税務保険課長

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員） 4番。通告に従いまして、2点について質問いたします。まず1点目は、健康保険証廃止による影響についてです。現在の健康保険証が12月2日以降に廃止になることを受けて、保険者には資格確認書の発行等の対応が求められています。通常の国保関連実務に加え、紐付け不一致の点検や資格確認書の発行に向けた対応に、担当職員においてはかなりの過重労働になることも懸念されます。そこでお尋ねしますが、国保加入者のマイナ保険証登録者の率と人数。それ

その被保険者の有効期間や電子証明書の執行時期は把握されているのかについてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。令和6年6月1日現在の数字で説明をさせていただきます。国民健康保険被保険者数が3,228人に対し、マイナ保険証登録者数は1,976人で登録率は61.21%となっております。基本的にマイナンバーカードの有効期間は10年ですが、電子証明書の有効期間は5年となっております。マイナ保険証の利用には電子証明書が必要となるため、有効期限までに更新をしなければマイナ保険証は失効することとなります。マイナンバーカード及び電子証明書の更新につきましては、有効期限の2か月から3か月前を目途に有効期限通知書が地方公共団体情報システム機構よりマイナンバーカード取得者に対し送付をされます。電子証明書失効に伴い、マイナ保険証が無効となった被保険者に対しましては、随時町から資格確認書をお届けをいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) ということは、保険証の有効期間とか電子証明書の執行時期というのは全て町のほうで把握しているということで理解していいですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。マイナ保険証の資格の確認につきましては、毎日、日時のほうで確認をとっておりますので、その方がマイナ保険証を執行したということにつきましては確認がとれますので、その段階で資格確認書をお送りする予定にしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 資格確認書を毎日確認しているということなんですかね。今、そう言われたような気がしますけど。マイナ保険証に切り替えても保険証の有効期間というのは、それぞれ例えば年度末、4月1日、全部勢ぞろいなわけじゃないじゃないですか。国保の場合は特に。そして、その方の保険証の有効期間とかいうのも一人一人全て漏れなく把握していますか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。基本的に国民健康保険に加入をされておられる方の有効期間というのは毎年7月の末で有効期間切れますので、国民健康保険につきましては有効期間としては最大で1年ということになっております。マイナ保険証に加入されるときは当然窓口のほうで、国民健康保険の加入の手続をされますので、その際にその方が資格確認書が必要であるのか、またはマイナ保険証の対象者なのかというのはその加入時に確認をいたしますので、有効期間の確認というのは加入時点でさせていただくことになると思います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) では、無保険状態っていうのが無いっていうふうに確認しておきますね。で、いいでしょ。無保険状態になる国保加入者の方が出てくるということはないということで確

認していいですか。例えば有効期間切れてもね。そういうのがもう有効期間切れたら例えばマイナ保険証やっても駄目ですよとかいうことにはならないんですかね、資格確認書の発行についても、その都度発行するということなら1人も漏れなく無保険状態というのはあり得ないということでもいいですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。現段階では資格確認書の交付につきましては、本人の申請に問わず職権でお送りすることができますので、基本的にはその空白の期間は無いというふうにはなるんですけれども、ただお手元に届くまでにどうしても郵便で送らせていただきますので、届くまでにつきましては議員が言われるような形のお手元に保険証がないような状況になろうかと思えます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) もう2番の資格確認書の発行の対応はというところでの答えにも少し触れてあるみたいですが、郵送するんだったら、その期間は前もって郵送するべきでしょう。郵送する時間は、無保険状態がありうるということは、あってはならないんじゃないでしょうか。その点はどうか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。行政のほうで確認がとれるのは個別のマイナ保険証の電子証明書の有効期間というものについては管理は行っておりませんので、あくまでも国民健康保険証は資格が切れた段階で、うちのほうで確認することになっております。あとマイナ保険証の有効期間が切れた場合につきましても、マイナ保険証をお持ちの方につきましては資格情報のお知らせというのを送るようになっておりますので、それを提示することによりまして保険診療が受けられるということとなっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) やっぱり保険証の無保険状態ということは無いということで理解していいですか。そういうことでいいですね。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 議員さんが言われる無保険状態というのは何を指すかということで、なかなか答弁が難しいのかなというふうに思っております。医療が必要な方が医療機関にかかる際に、医療での給付を受けることができない状態にはならないということで理解をしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 次に資格確認書の問題についてですけども、法令上の立てつけとしては申請により発行されるものです。この資格確認書はですね。しかし、昨年8月に政府からマイナ保険証を持たない方にはプッシュ型で資格確認書を発行することが発表されています。マイナ保険証を持たない方に資格確認書が届かないことがないように、その対応も求められておりますが、町としては、資格確認書の発行その対応はどういうふうに考えてあるのかお答えください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。資格確認書の発送につきましては、今の段階では今議員さんが言われたとおりプッシュ型ということになっておりますので、一斉の送付につきましては、令和7年の7月にマイナ保険証をお持ちでない方、若しくはマイナンバーカードをお持ちであってもマイナ保険証に紐付けされてない方につきましては、皆さんお送りするということを考えております。それ以降につきましては、国からの通知に従い適切に処理をするということで考えております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 来年の7月に送るんですか。資格確認書は、12月2日から保険証は廃止って政府言っていますよね。そしたら今持っている保険証はもう使えないということになるでしょう。だから資格確認書はその前に使えなくなる前に、12月2日までに送らないといけないでしょう。その対応を聞いているんですけど。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず、12月2日以前に発行する保険証につきましては、全て令和7年7月末まで有効の保険証をお送りしております。令和6年の12月2日以降、資格確認書をお渡しする際には、来年の令和7年の7月末までの資格確認書をお送りいたしますので、年度の切替えて一斉に送る資格確認書につきましては、令和7年の7月にお送りするということになります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) それで、マイナ保険証を作成してある方を除いた全ての方っていう形なんですか。それともマイナ保険証を持ってある方も含めて全て資格確認書も一緒に送るということなんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 資格確認書を送らせていただく方につきましては、マイナンバーカードをお持ちでない方若しくはマイナンバーカードは持っていますがマイナ保険証をお持ちでない方ということになりますので、実際マイナ保険証を手元にお持ちの方につきましては、資格確認書の郵送は行わないということになっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) それはすぐに把握できるんですか。マイナ保険証を持ってある方とそれ以外の方っていうのは、すぐ把握できるんでしょうか。それとも色々調べてそれを選び分けて残った方に資格確認書を送ろうとしているのか。その点についてお答えください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今、マイナンバーカードと健康保険の一本化に関する作業を今行っております。今システム改修も行っておりますので、当然先ほど申しましたとおり、マイナ保険証が切れた方につきましては、その時点で随時確認書をお送りするという作業をいたします

ので、更新の時期にこの方がマイナ保険証を今切れている方ということは把握はしております。以上でございます。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　それは別に何ていうかな。業務量が膨大になるとかいうことじゃなくて、システム改修で十分対応できるというふうに考えていいんでしょうか。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保険課長　その業務につきましては、特に業務が増えるということは考えておりません。以上でございます。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　これちょっと長野県の保険医協会のアンケート調査の結果っていうのを私持っているんですけども、まずねマイナ保険証の有効期限把握できてない自治体が8割超え。長野県で。それから全加入者に資格確認書を送付すると回答したのは長野県では10市町村に留まって、利用登録者以外に送付すると回答したのが30市町村ありましたけれども、大変な作業だというふうに、これは各自治体に聞いているアンケートなんで各自治体の方が答えられているような状況なんですけども、鞍手町の場合はマイナ保険証の有効期限はしっかりと把握していますしね。全加入者に資格確認書を送らなくても、さっとマイナ保険証に紐付けしてない方はマイナンバーカードに紐付けしてない方はさっと分かって、さっと全員に送れるということで認識しとっていいのでしょうか。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保険課長　お答えいたします。先ほど申しましたとおり電子証明の有効期限が例えば未来の日付、いつまでその方があるというのは現時点で保険課のほうで把握はしておりません。ただ、マイナ保険証が失効した段階でうちのほうで把握がとれますので、その段階で資格確認書をお送りするというのをさせていただきます。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　分かりました。では、ちょっと原点に戻ってマイナ保険証を作成するには、その方法というのはどういう形があるんでしょうか。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保険課長　まずマイナ保険証を登録するためには、まずマイナンバーカードを必ず持っておかなくちゃいけないということとなります。マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、例えば医療機関、薬局の受付等でカードリーダーから行うこともできますし、あるいはマイナポータルからすることもできます。ここにはセブン銀行ATMなどでも行うことができるというふうになっております。ただ、自分一人ではどうしてもできない、自分じゃちょっと難しいということにつきましては、役場の住民係のほうで、そのお手伝いはさせていただいております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川　亮議員）　マイナポータルとか病院とかいろんなところで役場以外で紐付けを行った方についても、全てそれは町としてすぐ把握はできているんでしょうね。できるんですよ。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今まで資格確認書であった方がマイナ保険証を所有されたということについては資格確認でとれますので、こちらのほうで把握はできます。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 何かちょっとよく分かりませんが。例えばマイナ保健証をつくった後、病院とかやったらそこで分かるのかもしれませんが、役場でつくったりとか、自分のスマホでつくったりとか色々やりますよね。そのときに、もうその場ですぐもうマイナ保険証紐付けされた。すぐ医療機関等で使えるマイナ保険証が使えるという状態なのか。それともちょっとタイムラグがあるとかいうことがあるのか。マイナンバーカードの作成についてもね、色々あると思いますけれども、まずそこからの問題がありますけれども、その点についてお答えください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 即時にそれがマイナ保険証が使えるかどうかということについては、Q&A等見ますと若干そのタイムラグがある場合があるということは書かれております。実際はその際に例えば役場のほうで、その方が国民健康保険に加入された際に、例えばマイナ保険証をお持ちの方については、タイムラグがあった場合については、そういった資格情報のお知らせをお渡しますので、それで受診が可能であったりすることがあるんですけれども、そのほかにマイナポータルのほうからその資格情報もPDFで保存ができるということにはなっておりますので、ただそのタイムラグがその日のうちにできるかどうかというのはちょっとお答えがちょっと難しいかなというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 分かりました。政府はもう誰1人残さない。取り残さないというふうに言っているわけですが、高齢者施設などで暗証番号を管理するのが難しい。こういった声が上がったらね。今度は暗証番号無しの顔認証マイナカードをつくるとか、もう一時しのぎの対策を、こういう問題があったらこういう対策を打ちます。もう一時しのぎの対策ばかり打って、現在その確認する方法が9種類に及んでいるんですよ。これを役場の職員も全て把握していますか。この方法を理解されていますか。それこそいろんな施設の方がね病院も含めてですけど、その確認の仕方を分かってあるんだろうかと、ものすごい懸念があるんですけど、この点についてはどうですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。確かに制度の変革の時期ですので、かなり修正が重ねられてきているということは理解をしております。その中で行政としては、そういったそのマイナ保険証のメリットということを周知するとともに、あとマイナ保険証を持ちでない方も、皆さんが保険医療が保険証がなくなっても、今までどおり病院にかかることができるということを行政上しっかり周知をしながら、また高齢者施設等につきましても丁寧な説明をさせていただきながら、マイナ保険証が普及することを浸透していくことに尽力していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) マイナ保険証の便利さがあるということも一部ありますよ。それは認めた上でね。ただ、これだけ今まで問題が起きているわけですよ。保険証の確認ができないだとか、特に高齢者や障害者などマイナンバーカードや資格確認書を申請や管理するのが難しい状況の方、それでも政府は強引に保険証廃止を押し進めていると。もうこれがもう本当に非常に問題だというふうに思います。鞍手町でも、医療機関をはじめ、高齢者・障害者施設での保険証廃止に伴う影響、これをどう認識し把握されているのかお尋ねします。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まず医療機関におきましては、もう既に一部の例外を除きまして、全ての医療機関、それと薬局にカードリーダーを設置しマイナ保険証を受け付けることが義務づけされております。ですので保険証が廃止されたことによって大きな影響はないものかと考えております。また、高齢者・障害者施設での保険証の廃止に伴う影響につきましても、保険証の代わりとなるマイナ保険証と資格確認書で対応いたしますので、大きな影響はないものと考えております。ただし、マイナ保険証には先ほど申しましたとおり継続して利用するには電子証明書の更新がどうしても必要となるため、今後は更新作業の煩雑さが問題となってくると考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 病院にカードリーダーが全て設置されてあるから大丈夫と。高齢者とか障害者施設で本人が管理できないんですよ。何にも問題ありませんかそれ。じゃあ施設の方々に、その施設の職員なり施設長なりに全部把握してくれ。暗証番号が必要だとか、じゃないなら顔認証とか、そのほかにもいろんな資格確認の方法が出てありますけども、それを全て把握した上で、それが滞りなくできるんでしょうか。ちゃんとその認知症の方もおられますよ。障害者の方で、いろんな障害がある方がおられて自分で何もできないという方もたくさんおられる中で滞りなく大丈夫ですと本当に言えるんですか課長。私はこれ問題と思いますよ。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。確かにマイナンバーカードの管理につきましては、かなり施設の方等には大きな負担になってくるかと思えます。ただ暗証番号の管理であったりするのを確かにかなりのご負担になろうかと思えます。その負担を軽減するために暗証番号が必要のない顔認証だけのマイナ保険証というのもございますので、そういったものに随時切り替えていながら、またどうしても、マイナ保険証が利用が難しいという方につきましては、資格確認書でそれをもって医療機関にかかっていたくということを周知しながら、皆さんが病院にかかれるように対応させていただきたいと思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 私、課長とか役場の職員の皆さんを責めているわけじゃないんですよ。この政府のやり方がおかしいって言っているんですよ。保健証はね存続させないといけないんですよ。そしたら何の問題もなくなる。マイナ保険証つくってもいいですよ。つくりたい方は。だけどマイナ

ンバーカード自体は申請主義でしょ。任意でしょ。でも保険証一体化をしないと保険証を廃止しますよってなったらこれもう強制じゃないですか。それに対して物すごいいろんな問題が出てきているわけですよ。いろんな高齢者施設や障害者施設やら病院もそうですよ。カードリーダー何で置かないといけないんですか。いろんな投資もしないといけないし、事務の煩雑さも物すごく出てくる。ちょっとおかしい問題ですよ。昨年3月でもこのマイナンバーカード、マイナ保険証のことについて一般質問をさせてもらいました。このときマイナ保険証によるトラブルが一部の調査でも全国保健医療団体だったかな。が調査した中で一部の調査内容だけでも7,300件出ている。それは町長もそのとき把握しているというふうには言われていましたけれども、これがいまだに解消されきってないんですよ。マイナ保険証に紐付けした人でもいろんなトラブルがある。それにも増してマイナ保険証つくってない方についてはね。これは、今は資格確認書で一時しのぎにはなっていますけれども、これつくらない方、つくれない方、手続できない方、いろんな方おられて無保険状態になるのは明らかじゃないですかこのままじゃ。本当にですねえ、もう愚策っていいですか、国民のこと全く考えてない対応だというふうに思いますよ私。怒りを持っています。12月2日以降保険証廃止し、マイナ保険証持っていない人だけ資格確認書を発行する。これだけでも大変なことだというふうに思いますけども、これ自体、鞍手町は大丈夫と言っても、政府はそういう状況があることは全く認識してないですよ。その対応自体を全て自治体に丸投げして、もう本当役場の職員の皆さんも含めて、政府の方針に振り回される。もう疲弊しているというような声もたくさん聞かれますよ。こういった問題解決するにはね、もう今の保険証を存続させるのがもう1番の解決方向の方法なんですよ。町長も是非この立場に立ってね。1人じゃ何も言いません。市町村会を前のときも言いましたけども、じゃないですよ。町長自身がこの立場に立って、1人だけでも町代表してね、保険証を存続すべきだと言うべきですよ。是非やっていただきたいと思いますけど、町長の答弁を求めます。

○的野信之議長 町長

○岡崎邦博町長 このマイナ保険証の件は先ほど宇田川議員が言われましたように、令和5年の6月議会でも質問を頂いております。そのときの質問で宇田川議員から、町長1人になってでも、国に言うべきだというような叱咤激励といいますか発言がありました。よく覚えておりますけども、国が令和6年12月2日以降保険証を廃止することが決定している中で、多くの国民にマイナ保険証の利便性が伝えられておらず、マイナ保険証の登録率及び利用率が伸びていないことは承知をしております。国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、実はこれ全国町村会でも問題にしておりまして国に要望しております。令和6年の7月4日に全国町村会の理事会で多くの内容の一つとして、このマイナンバーカードの問題を取り上げ、要望しております。中身を申しますと町民が混乱なく安心して保健医療を受けることができるように、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び方法の周知徹底を図るとともに、守られるべき保健医療の機会が損なわれることのないように十分対策を行うことを要望しております。ということで、町村会からも要望しておりますし、マイナンバーカードについては、今、自民党の総裁選挙があるということになって、その候補者の中でもこれを問題視している人がどうもあるように報道の中では聞いております。今後、国も

多くのやっぱり意見を聴取しながら、国民の医療を守るために何とか分かりやすい政策をしていただけるのではないかなと私自身は考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 全く期待できません。はっきり言って。だって国が今度介護保険証も無くそうとしているんですよ。もう恐ろしいことですよ。介護保険証なんか特にいろんなそれぞれの介護施設の保険証、コピーとったりとか見せないけない。本当大変ですよ、介護が必要な方がね。保険証が無くなると。もう何を考えているんだというふうに私思いますけど、その点についてもね、是非お知りおきをしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。体育館の利用及びエアコン設置について、これはもう6月議会にも質問いたしましたけれども、引き続き質問をいたしたいと思います。6月議会でも同様の質問いたしましたが、まず、個別の体育館の利用状況、これをね詳細に調べてあるのか。具体的に教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 それぞれの小中学校、それと中央公民館、それとアリーナにつきましては年間、昨年度のどれだけ使用されたかというのは調べております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 是非状況を後で資料でも頂けたらというふうには思います。小学校の、例えばどういう団体が、例えばねこのあいだ聞いた話ですけど、老人会で何かやっていると、近くの地域の体育館を使っているということもお話聞きますよ。そういうことでね。どういう団体がいつという時間で、どのくらい使われてあるのかというのを是非詳細に教えていただきたいというふうに思います。

次に屋外運動場での授業実施状況についてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 屋外運動場での授業実施状況といたしましては、これも各学校で違いがあるものの平均いたしますと授業時間単位で、小学校で286時間、中学校では85時間の利用があります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 実はこれ聞いたのは熱中症の対策ですよ。で、今学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引というのがあるんですけども、これはね今年の4月に改定されていますけども、これは町内の小中学校ではこのガイドラインっていうのは例えば教育委員会でとかガイドラインという作成しているのか、また、その手引きに沿った対応しているのかどうなのかというのをお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長

○外園哲也教育長 各学校には徹底しておりまして、また町の中でも作成しております。また機械等を使って熱中症対策等はしております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 機械を使って測っているということでしょうけども、これは暑さ指数計的なものですか。ガイドラインにも出ていますけれども、暑さ指数計っていうのも単なる外気温だけじゃないんですよね。色々3つぐらい何か測るやつがあつて、それで屋内・屋外でその場その場で測ってやってくれっていうような指針にもありますけれども、そういうふうに対応されているんでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 屋外で測っております。屋内につきましてはエアコン等が設置されておりますので、屋内での測定等は今のところしておりません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 体育館もエアコンありましたかね。体育館エアコン無いですよ。体育館で体育の授業を行うときにも、指数計で測ってやらないといけないんじゃないですか。その指数計で31度以上になったら、もうこれ運動中止ですよというような指針もあるじゃないですか。31度で運動は原則中止。28から31度で厳重警戒。25から28度で警戒。これはもう積極的に休憩と21度から25度でも注意が必要。積極的に水分補給を行いなさいという指針があります。こういうのに従ってやるべきじゃないだろうかというふうに思いますけども、この点についてお答えください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 体育館につきましては温度計を測定していきながら、子どもたちの状況を十分把握していきながら熱中症対策をしていくようにしております。また、なるべく暑い期間につきましては、保健体育や座学等を対応しまして熱中症対策をしております。さらに運動会につきましても、小学校の運動会は昨年も遅らせてしましたが、今年からは今まで9月の下旬にあった運動会を10月の下旬にずらすというふうなことで暑い日を避けて、なるべく運動場や体育館を使用するというふうな対策をとっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 町のガイドラインの指針がどういうふうなものなのかは私見ていませんので分かりませんが、ただ国が環境省と文科省が示しているガイドラインの手引にほぼ一緒ということで理解しとっていいですかね。とすれば体育の授業等を体育館もそうですけど、そのあっている時間に必ず指数計で測って暑さ指数計で測ってくれっていうふうになっているんですよ。それはされていますか、ちゃんと記録もつけないといけない。やられていますか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 それについては把握しておりませんので、各学校に調査したいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) ガイドラインにはあるけれども各学校がそれやっているかどうかは把握していないということですかね。ガイドラインはあるんですよ。ちゃんとその調査票もつけるやつ

表もあるんですけどね。いずれにしても、それこそ暑さ指数がそれだけ上がっていったら体育の授業できないわけですよ。だから夏場も特に、今もう教育長の話でいうと、もう全て保健体育か教室の中で何か事業を行うということしかできないような状況になってくるんですよ。今のままじゃ。体育館でも多分暑いです。激しい運動は中止というのは。特にこの最近の暑さ、もう9月でも夏はなかなか終わらないと天気予報でも言っていますけれども、そうなればね子ども達の授業時数というのがもう冬場だけになってくるんですよ。運動会の練習も10月下旬に延ばしたとはいってもなかなか練習ができない。そういう状況が続くわけですよ。そうすればねやっぱり、小学校の体育館はね早急にやっぱりエアコンつけないといけないんじゃないだろうかというふうに思います。体育館を避難所や投票所、社会体育施設としての利用だけではなく、地域コミュニティや高齢者の健康維持、介護予防などにも活用すれば、それこそ利用価値が高まるんじゃないだろうかというふうに思います。ただ、今の状況ではほとんど使えません。暑いときは。けども、エアコンつければ避難所にも使える。投票所にもわざわざポータブルの冷房機持っていかななくてもいい。今、もう小学校統合されようとされていますけども、あともう3年しかないとは言ってもね。その間の子ども達どうするんですかっていう話にもなってくるわけですよ。その利用価値についてね。是非見解をお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 通告書によりますと、地域コミュニティや高齢者の健康維持、介護予防ということで利用価値も高まるのではないかとというご質問ですが、高齢者の健康維持に関する施策としては、居場所づくりとして地域の公民館を利用した通いの場を7か所、認知症予防として認知症カフェを2か所で実施しております。また、介護予防事業としては総合福祉センター保健棟及びふれあい棟並びに介護保険施設を利用した介護予防運動教室を9教室開催しており、既に一定のニーズに応じた健康維持介護予防事業を実施しております。今後は高齢者の健康維持に関する施策として、さらにきめ細かなニーズに対応するため、歩いて通える地域の公民館を利用した通いの場の拡大、介護予防事業として新庁舎にできる健康増進室を中心とした事業の実施を考えております。なお社会体育施設等を含めた公共施設の今後の在り方につきましては、地域のコミュニティの観点からも検討する余地があると考えておりますので、小学校統合後の公共施設の適正配置及び利活用の中で検討していくことと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 地域コミュニティや、高齢者の健康維持、介護予防は今でももう事足りていると。でもさっき言いましたが、老人会が簡易的な運動をやるということに体育館を使っている状況も聞いていますよ。じゃそれできなくなりますよね。わざわざ遠くまで行って中央公民館とか鞍手中学とか、そういうところを使ってやらないといけないというんやったら、もうそれは無くなりますね。そういうのをね広げていったらいいんじゃないですか。だから私、体育館利用価値を高めていくと同時にね、今のクーラーの無い体育の外での、屋内でもそうです。運動ができない、この暑さで。できない子ども達を救うためにも早急に体育館にエアコン設置するべきだというふうに思うんですよ。同時にね国の補助制度が来年度いっぱいだったかな。今のところは。来令和7年度いっぱい。

もうこの間にやらないと駄目なんですよ。今の状況で言えば。とすれば、この補助制度ある有利な補助制度があるうちにね。そこは、これは町の考え方になるかと思いますが、私今の6小学校の体育館に本当言うたら全てエアコンつけてもらいたい。今の子ども達を守るためにも、そういう考えありますけども、でも4年後には3年半後には小学校統合されます。その辺はね、色々ちょっと考えるところあるんですけども、ただ避難所とか投票所に今まで使用していました。でも校舎は使ったことないですよ。そういうのに。避難所にもそれから投票所にも校舎は使ったことないと思います。体育館しか使っていないと思うんですけど、でもその体育館がねエアコンが無いというような状況、これを解消し、子ども達の授業を確保する。運動授業を、体育の授業を確保すると言った意味から是非体育館のエアコン設置を急いで考えてほしい。もう一つは、6月議会のときでも町長が早急に検討します。もしかしたらあそこはできそう、中学の話ですけど、できるかもしれない。それも含めて早急に検討しますという答弁でしたので、その検討はどうなったのかということも含めてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ご質問のとおり学校施設環境改善交付金による冷暖房施設の設置に対する交付金の算定割合の引き上げは令和7年度までになっています。また、6月議会においても議論されましたが、体育館の冷暖房設備については、学校施設環境改善交付金では建物に断熱性があることが補助要件とされており、断熱性のない建物については断熱性確保のための工事が必要となり、当該費用についても補助対象事業費となります。文科省が示す体育館空調設備設置に伴う断熱性確保工事の費用額は断熱方法の組合せ別に事例が示されており、屋根を断熱カバー工法で断熱し空調機器を整備した場合で約5,000万。このほか、壁、床、建具など断熱性を上げるため工事箇所を増やすごとに工事費が増加します。事例で屋根断熱カバー工法、壁断熱塗料、複層ガラス設置、建具改修まで行った場合の試算があり、断熱性の確保工事で約7,500万円、空調設置費用の2,500万円と合わせると、約1億円の費用が必要となります。交付金の補助基準額の上限は7,000万円であり上限を超えた部分は町の単費となり、費用面から見てもかなり高額になると考えます。現在、福岡県LPガス協会へ中央公民館、福祉センターアリーナ、中学校体育館などの見積りを依頼しております。今後、町執行部とも検討していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 断熱性工事については、この間の6月議会でも言いましたけれども、そこまで完璧求めなくてもいいんですよ。ある程度断熱性を確保できる工事が、もうそこまでの完璧な密閉して、遮光何とかとかいろんなことをね今想定されて1億円というふうに言われましたけれども。しかもね、この断熱のための工事についてもこれは補助対象となっているわけで、上限があったにしろ。だから学校安全対策施設改善交付金だけじゃないですよ、これ使えるの。過疎もあるし緊急なんでしたか、避難所に使うような、そういうのも抱き合わせできるわけですよ。1番町の手出しの少ないのは、抱き合わせで1番少ないのが全体の工事費の15%です。町の持ち出し単費が。そういうのも含めて、もう本当に早急に考えていただきたい。なんなら夏場はね、子ども達もう体育館ない

ところは夏休みがあるからあれですけども、例えば今の9月の時期なんか、もう運動なんか全然できませんよ。この状況じゃ。この暑さじゃ。体育館の中でも指数計見たら絶対できません。そしたらね、エアコンのある体育館に子ども達連れて行って、プールのあれと一緒にですよ。そこに連れて行って運動させる、体育の授業をやるとか、そこまで考えないといけないんじゃないですか。教育長も執行部とも検討されるというような話もされていまして、是非ね町長の考えもお聞かせ頂いて今の子ども達どうするんだというのも含めて、このエアコン設置っていうのは本当早急な課題だというふうに思いますんで、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 令和5年の12月の議会で答弁したように、中学校の体育館については屋根が断熱性があるということでもありますので、先ほど教育長からも答弁がありましたように、見積等を出すような指示をしております。先ほども言いました中央公民館・福祉センターのアリーナについても、見積りを今とっているという状況です。しかしながら小学校の6校についてのエアコンにつきましては、今、宇田川議員の指摘によれば手出しは15%で済むじゃないかというようなお話もありました。と同時に3年後には南小学校も解体されますので6校の体育館全て閉鎖ということになります。それに対する税金をどのようにして有効に活用していくかということとの兼ね合いも考えながら、今の小学校、小学生に対する運動設備の整備ということ、この両面を睨みながらの検討ということになろうかなというふうにも思います。なかなか非常に難しい答えの出しにくい問題でもありますので、今ここで全てじゃあやりますともやりませんとも、なかなか答弁のしづらい問題でもありますので、教育委員会とも相談しながら、どのような対策が最適であるかを考えていきたいと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員) 是非ね早急に考えていただきたい。答えを出して前に進めていただきたいというふうに思います。それと、もう今年の統計でも2年連続過去最高の暑さだというようなこともニュースでもあっていましたが。もう本当、先ほど言いましたようにこのままじゃ体育の授業ができないというような状況。真剣に指数計見てやったらですよ。できないというような状況にもなっていると思います。なので、その間に統合して体育館はクーラーのエアコンのついた体育館で授業ができるような状況になるまでは、その間の子ども達の体育の授業をどうするのか、夏場のね。そういうのもね、是非一緒に考えていただきたいと思います。いま1つあるのは、くらじの郷だけはエアコンついていますが、そこだけで全部あれするというわけにはいきませんが、そういうのも含めてね、ぜひ考えていただきたいというふうに申し上げて私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 16時12分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 17時22分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。6 番議員新谷留晴議員の質問を許可します。

一般質問 ⑥ 新谷留晴議員

質問者：新谷留晴議員

答弁者：町長、住民環境課長

○的野信之議長 新谷議員。

○6 番（新谷留晴君） 6 番。通告に従い一般質問 2 件について行います。まず 1 点目。福祉センターくらじの郷、現在の進捗状況についてお尋ねします。昨年 12 月、一般質問からもう半年以上が経っていますが、くらじの郷の今後の在り方について具体的に話が進められていると思いますが、町長は昨年 12 月議会において若いスタッフにて移転後の空き部屋の利用の検討を進めていると言われていましたが、12 月議会の質問内容と重複しますが、中庭にはゲートボール場やスケートボード場をつくり、移転後の空き部屋はダンススクールや子ども達が遊べるプレイルーム、テナントとして食事処や喫茶店として活用し、町民が集える場所づくりを希望しておりましたが、推進本部会議の中でプロジェクト会議はどのように進んでおられるのか、お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 総合福祉センターくらじの郷の今後につきましては、アリーナ、トレーニングルームを備える勤労者ふれあい棟については、本定例会におきまして議案第 48 号として上程させて頂いておりますが、くらじふれあいアリーナと名称を変更し、今後も避難所及び投票所を兼ねる体育施設として町が運営をしていくこととしております。またその他旧福祉棟と福祉管理棟、保健棟につきましては道の駅のような町内外の皆さんが集い、憩える場所として利活用していく考えは、これまでも答弁しているところでもありますし、新谷議員とそんなに大きな違いはないというふうに考えております。プロジェクトチームによる素案の作成や、国道における道の駅を管理されております国の機関の担当の方との情報共有など、可能なことにつきましては順次作業を進めているところです。しかしながら現在、旧福祉棟には西川古月学童クラブ等が入居しており、令和 10 年 4 月予定の統合小学校の開校までの間は全体の利活用はできない状況でありますので、令和 9 年度までの間で運営に参画される事業者等を募り具体的な協議を進めると共に、経年劣化している外壁・屋上防水・空調などの一部改修が必要となれば、当該手続を進め準備をしまいたいと考えております。

○的野信之議長 新谷議員。

○6 番（新谷留晴君） ご答弁ありがとうございます。しかしながら、この福祉センターについては、もう常々どういうふうにご利用するのか。どういうふうに今後進めていくのか。今町長のほうから

答弁がございましたけども、あまりにも時間がかかり過ぎて内容が充実されてない。その点についてもう少し速やかに今後進めていっていただきたいと思いますが、さすれば今、福祉センターと名づけていますが、これは福祉センターとして呼び名は変わってくるわけですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら、福祉センターは今年の12月末で閉館をすることとなりますので、今後利活用についてどういうものになるのかにつきまして、名称については変更になると思います。先ほども言いましたように、勤労者ふれあい棟につきましても、くらじふれあいアリーナと名称も変更しておりますので、今後については当然ながら名称の変更は行うことになると思います。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) それでこの部屋の利用について、包括の方と先日お話をさせてもらいました。町のほうから何か相談事があったのか。どういうふうにすばうまく運営できるのかとそういった相談があったかと。それは尋ねましたけども、今まで1度もありませんと。そういうことで、町の財産であるくらじの郷。町長が答弁されましたけど、確実にお互いコンタクト取って進めていくべきじゃないかと。今の本当鞍手町の財産です。これをとにかく見えない、今まであったんだというふうに風化させないように前向きに充実した検討をよろしくお願いいたします。

次に、町民が今でも熱望しているお風呂の再開について、今後どのようにお考えか答弁をお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの質問で包括との話がないというような話がありましたが、包括は役場、新しい新庁舎のほうに移ることとなっておりますので、今後の福祉センターの利活用について包括等の協議というのは必要ないというふうにも考えております。いずれにしても先ほど言いましたように新谷議員が言われるような幼児から大人まで家族ぐるみで楽しめる触れ合いスペースや運動体験、プレイルームなどの利活用、飲食店テナントも含めて活用してはどうかというような提案、また読書もできコーヒーショップもあり談笑ができるような町内外の人が楽しめる場にしたいという考えは私も同感であります。そういうことを含めて先ほども答弁をしましたが、道の駅を所管されている国の機関とも情報共有したりをしております。道の駅のようなものにしたいというふうな考えに変わりはありません。それから今、町民が熱望しているお風呂の再開につきましては、これまでの複数の議員により、旧福祉棟の入浴施設の再開についてご質問を頂いておりますが、過去閉鎖になった経緯としましては、利用者の減少、施設の老朽化に伴う維持管理の増大等の理由により、当該入浴施設の廃止を判断された経緯があります。入浴施設再開の要望があることは私も承知をしておりますが、施設の復旧に多額の費用を要すること及び将来に向かっての維持管理コストを鑑みると、現在の財政状況では町直営での再開は難しいと考えております。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) 今、町長が述べられたとおり、多額の資金がかかると思いますけれども、

先日、全部この浴槽から外周から全部見てまいりました。包括の方また福祉協議会の方ともお話させてもらいましたけども、そもそもこのお風呂は当初から計画ミスだと。ボイラーの出力も非常に低い。お湯を送水するのに非常にマックスの状態で運転してきたと。これでは長くもつはずはないと。それで現状も燃料タンクも埋めてしまって再開は難しいであろうという判断を聞きました。がしかし、多分皆さんも見られたら分かると思うんですが、あの浴槽はすばらしい浴槽をつくられていますよ。あれをこのままもう破棄してしまう。非常に残念でなりません。いま一度検討していただいてお金のかかることでもございますし、なかなか難しい事案とは思いますが、若い方からお年寄りから今だにたくさんお声を頂いております。もう一度熟知していただいて再度検討をよろしくお願いいたします。ついでと言ってはなんですけど、8月31日現在の町の人口を調べてみました。1万4,836人、65歳以上5,947人、全体の40%です。ますますこれからは、老化が進んでいきます。恐らく10年後には50%超えるんじゃないかなろうかと。そういう中で、高齢者並びに子ども達が集える場所をどうぞ確保していただくようによろしくお願いいたします。

次に移ります。廃プラスチック加工工場の問題点は改善されているのかお尋ねします。臭いや煙、騒音について、昨年10月、11月に調査されたと聞いておりますが、その後改善されているのでしょうか。鞍手町新延のセレジ九州の廃プラスチック加工工場から垂れ流される煙や悪臭、排水その他について正確な測定をしてくれるよう近隣3区の区長と関係者数名が住民環境課環境係のほうに申入れをされ、昨年12月26日に回答説明が開かれたようですが、その結果はどのような内容ですか。説明をお願いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。昨年8月に七ヶ谷区、室井区、永谷区の連名で地域の環境改善に関する要望があり、議員おっしゃるように11月、12月に付近の環境調査を行いました。12月には事業所に対しまして環境調査の結果、役場に寄せられた苦情等を伝え、引き続き対応等のお願いをしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 新谷議員

○6番（新谷留晴君） この説明を開かれた内容の中で嗅覚がおかしくなるように臭い、煙の中で暮らしながら、基準以下なので問題ないと答弁を受けたとあります。住民の怒りや健康への不安をどう考えておられますか。プラスチック中間加工工場のこのセレジ九州は…

○的野信之議長 新谷議員。会社の名前は。

○6番（新谷留晴君） はい。訂正いたします。プラスチック中間工場であるこの工場は特定工場、事業場に該当しないため、いつどんな音を出しても規制や指導はできず、結論としては現行の基準以下であれば企業に対してはあくまでもお願いするしかないという町の見解のようですが、健康被害を多くの方が訴えておられます。住民が安心して暮らせる環境を守るのは行政の義務ではないでしょうか。保健所と共に業者への徹底した指導をお願いしたいと思います。この辺について答弁をお願いい

たします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。住民との協議の中で法律の基準以下というところで恐らくちょっと私の記憶では問題がないってことは言っているのではないかなと思っております。その中で、悪臭、騒音等につきましては法律で規制基準等が定められており、規制基準を超えるものに対して適切な対応をとらないと改善勧告や罰則を科すこともございますが、そうでない場合には当該事業者による自発的な対応を促すことしかできません。いずれにしろ、七ヶ谷区、室井区、永谷区周辺の生活環境につきましては、今後も環境調査などを行いながら注視して行きたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) 今言われるようにお願いするしかないということとはよく分かりますけれども、しかしですね、本当に睡眠不足、健康被害を持たれた方が多数おられます。最近も言っていました。何とかならないのか。洗濯物にも臭いが映ると。心配があると。そういったことも出ております。そういったことを踏まえて厳しい態度で業者のほうに指導をお願いいたします。

次に、児童の登下校の際の危険なトラック搬入について、いまだに改善されていないが対策はどう講じられますか。児童の安全や一般の通勤車両の通行の妨げになっている現状を調査していただき、搬入時間の検討や誘導車をつけることなどして安全を十分に確保していただきたいと思います。その点どうでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。前のご質問にて事業所に対して苦情を伝え、対応等のお願いをしているということでお答えをさせていただきましたが、児童登下校の際のトラックの敷地内への進入につきましても事業者に現在対応をお願いしているところでございます。以上です。

○的野信之議長 新谷議員。

○6番(新谷留晴君) 今のお願いしているってことはもうずっと聞いているんですよ。私もこの事業者との話合いに1度2度参加させていただきましたけども、そのときも強く課長のほうから業者に対して、強い抗議をされた記憶がございますが、いかんせん業者は、もう知らぬ存ぜぬというかそっぽ向いてしまいます。そこを特に登校時間、それから出勤時間、朝方の8時前後ですけれども、このときだけでも警察とタイアップして安全を確保できるように、とにかく努力していただきたいと思います。答弁は要りません。以上で、質問を終わります。

○的野信之議長

以上で、新谷留晴議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終了しました。この際、休会についてお諮りします。明日10日を休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日１０日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は、全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 １６時４２分 ——  
~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|---|------------------------|--------------------|----------|----------|------------------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年9月11日 午後1時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和6年9月11日 午後2時23分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員

出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 1 1 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 1 2 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 1 3 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| | 1 0 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| 会議録署名議員 | 3 | 星 正 彦 | | 4 | 宇 田 川 亮 | |

| | | | | | | |
|--|--------------------|--------------|---|------------------------------------|--------------|---|
| 職務出席 | 議 会 事 務
局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局
次 長 | 加 藤 優 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備
課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権
課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り
課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険
課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農
業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道
課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健 康 こ ど も
課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境
課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和6年 第4回鞍手町議会定例会 議事日程

9月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第2 議案第47号 鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例
- 日程第3 議案第48号 鞍手町くらしふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例
- 日程第4 議案第49号 鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例
- 日程第5 議案第50号 鞍手町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第51号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第52号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第53号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第54号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第56号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第57号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第58号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第59号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第60号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第61号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第62号 令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第18 議案第63号 令和5年度鞍手町下水道事業会計決算認定
- 日程第19 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除

9月11日本会議議案質疑

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** これから本日の会議を開きます。まず、町長より提出されております令和5年度鞍手町一般会計特別会計決算及び基金運用状況審査意見書の訂正について、お手元に資料を配付していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について を議題とします。質疑はありませんか。

**○的野信之議長** 星議員。

**○3番(星 正彦議員)** 座って質問していいですかって言ったら、立って質問してくださいっていわれますので、立って質疑をさせていただきたいと思います。この議案44号については、先の宇田川議員が一般質問で、かなり議論がされた経過があります。もう一度、確認をさせていただく意味で何点か。そして具体的な状況について尋ねていきたいというふうに思っております。今日も、この議会来る前に、YouTube（ユーチューブ）を見ていましたら、自民党の総裁選があっています。このマイナ保険移行について、この総裁選の争点になっておりますということがYouTubeの見だしでありました。中身を時間的な関係で見ることができませんでしたので。非常にまあ政府内でも極めてこの取り扱いについていろんな意見が出ているというようなことだというふうに思っています。総裁選で争点になるわけですから、このマイナ保険移行に伴って様々な意見が政府内であるということを前提にして、ただ先の一般質問を聞く中で、私も疑義におかしいなと思っていることがあります。これは言うとは質疑じゃなくて意見でありますので差し控えさせていただきたいと思いますが、結論から言って、この保険証を存続すれば、あえてこの資格確認書はいらないんじゃないかっていうふうに思うんですよ。これでいうと議長から議案質疑ですから自分の意見を述べないでくださいと注意を頂きますので止めますけど、いくつか基本的な点について質疑をさせていただきたいと思いますが、この規約の変更というのは政府の現行の健康保険証を廃止して、いわゆるマイナンバーカードに紐付けたマイナ保険証に一本化するという方針に基づくものだというふうに私は理解しているんですが、そういう理解でいいのかどうか、まずお聞きしたいと思います。それとつまり、保険証の代わりとなる資格確認書は、マイナ保険証を持たない人全員に対して現段階ではあくまで健康保険証を廃止する方針の下に進めていこうとしているということで理解していいかどうか。したがって、マイナンバーカードを持ってない人、あるいは持っても保険証と紐付けていない人、あるいはまた紛失した人、介護が必要な高齢者やカード所持が難しい人でも保険診療を受けられるようにということで、この資格確認書を交付するというので、まず理解していいのか。基本的な点について質問をさせていただきたいと思います。

**○的野信之議長** 税務保険課長。

○石田克税務保険課長      お答えをいたします。まず今回の規約の改正につきましては、12月2日以降、被保険者証という発行はすることができなくなりますので、それに代わるものとして資格確認書等ということで規約を変更しております。そして基本的にはマイナンバーと健康保険証の一体化ということが言われておりますので、基本的にマイナンバーカードと保険証は一体化することは決まっておるんですけれども、ただ皆さんもご存じのとおりマイナンバーカードにつきましては強制ということはございませんので、それが強制でない限りは全ての保険証がマイナ保険証になるということは現時点では考えておりませんので、そういったマイナ保険証をお持ちでない方につきましては、保険証に代わるものとして資格確認書というもので対応させていただくということになるかと思えます。以上です。

○的野信之議長      星議員。

○3番(星 正彦議員)      つまりマイナンバーカードと紐付けたマイナ保険証に一本化すると。将来そういう方向で国がこういう方針を出してきたと認識していいということで理解していいということですね。ただし、私は確信犯ですけどマイナンバーカードを持っていません。持たない。そういう気持ちはありません。そういう人たちは資格確認書を出しますよと。75歳以上の人たちが出すということうでしょうけど。これも先ほど言いましたように現行の保険証を存続すれば、あえてこの資格確認書を出さなくても済むことなんで、極めて何か事務作業が大変な作業になるんじゃないかという心配もします。その点は先の一般質問でかなり議論されておりますので、そこで具体的にお伺いしたいんですが、このマイナ保険証の利用状況ですが、これはマイナカードを登録している人しか交付されないわけですね。マイナ保険証はマイナンバーカード登録している人が対象ですよ。マイナ保険証というのは。実際にこのマイナカード、今申請している人、これ令和5年度の一般会計の予算書を見ていくと、その比率が73.4%、つまりマイナンバーこれ令和5年末現在の登録者数が73.4%というこの資料の中に出ていました。そのうち、マイナ保険証をこのカードに紐付けている人は何%か。これも宇田川議員の一般質問の中で問があったというふうに思うんですけど、課長の答弁では国保に限定すれば1,976人、いわゆる61.2%とこういう説明がありました。そこでもう1個聞きたいんですが、後期高齢者というのは75歳以上ですから、75歳以上の人でこのマイナ保険証を持っている方とは何%なんですか。それともう一つ、そしてこのマイナ保険証を利用している人はどのくらいなのか。パーセントを聞かせていただきたいと思います。

○的野信之議長      税務保険課長。

○石田克税務保険課長      お答えをさせていただきます。まず現在、鞍手町の住民の方のマイナンバーカードの交付率のほうから申し上げますと、令和6年8月末現在で交付率につきましては75.82%だということです。今から数字を申し上げるんですけども、この数字につきましては6月末現在ということでお答えをさせていただきます。まず後期高齢者加入者数が3,191人。マイナ保険証に登録されておられる方が1,810人。マイナ保険証の登録率といたしましては56.72%。最後にマイナ保険証利用率につきましては3.69%ということになっております。以上です。

○的野信之議長 他に。星議員。

○3番(星 正彦議員) そこなんですよ。75歳以上でマイナ保険証を持たれている人が、今1,810人と言われましたかね。これは6月現在で56%です。しかし実際にこのマイナ保険証を利用している人は、今説明がありましたように3.6%という非常に数字の開きが多いですよ。多いですよ。したがってマイナ保険証は登録しているがそのマイナカードを申請するときに紐付けで保険証と紐付けますかって言われて、その当時はポイントが与えられていましたから付与されてましたからしますよ。ということで、マイナ保険証を持っている方が75歳で1,810人。しかし、マイナ保険証を利用している人は3.6%。これめちゃくちゃ数字の開きがある。そこで、行政としてはそういう状況の中でやっぱりマイナ保険証せっかく登録しているのであれば、マイナ保険証を利用する手だてを講じるためのマイナ保険証を持っている方たちに対する周知をどのようにされていくのかっていうことも非常に問題になってくるというふうに思うんです。実際にマイナカードを登録するときに保険証登録しますかどうかって尋ねられて、しましょとその人がそう言っても、実際に登録されている人の中で自分はマイナ保険証はどんなもんやろか。どういう使い方がしたらできるんだろうかというような率直なやっぱり思っているのを持っている方たくさんおられるというふうに思うんですよ。したがってマイナ保険証は登録しているけども、その保険証を利用していない人たちに対してはどのような取り組みをされていこうとするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず、マイナ保険証利用を登録されておられる方につきましては、今後、その方がマイナ保険証をお持ちだということ等のお知らせ、資格確認のお知らせというものを一斉で送らせていただきますので、その書類が届きましたらご本人様がマイナ保険証の登録をされておられるということは確認がとれるかと思います。あとはマイナ保険証を使うことによるメリット等につきましては、こちらのほうとしても逐次その広報等で広報はしていく必要あるかと思うんですけれども、もっとより良い何か方針があれば、またそれは研究しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星 正彦議員) そこでまた具体的にちょっと。

○的野信之議長 星議員。4回目です。

○3番(星 正彦議員) 4回目。はい。すいません。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) この件については、私一般質問で行いましたけれども、今回、後期高齢者医療のほうと、私もこのところで利用率聞くのを忘れたんですけども、これは担当の所管の委員会のほうでも明らかにしていきたいと思いますが、特に後期高齢者で利用率がね、やっぱり今言われたように3.何%ということで、1つは寝たきりの方とか施設に入っている方、こういう方がマイナ保険証まあ資格確認書があればそれでいいかもしれませんが、マイナ保険証

を使えるんですか。管理をね。そこの施設が高齢者施設なりいろんな施設が管理できないっていうような声もたくさん上がっているわけで、そういう管理はどういうふうにされてあるかっていうのが調べてあるのか。この普及率を、いや利用率を上げるためには広報が云々と言われましたけども、広報だけじゃこれはどうにもなりません。全国的にも利用率は11%ぐらいしかありませんので、特にねやっぱりこの資格確認書だけでいいのか。保険証をね。これも国のあれですけども、保険証も無くすこと自体がもう本当おかしくて、もう課長も役場の職員もいろんな事務作業が増えてきているわけですよ。広報にも載せないけんとか、いろんな事をしないといけない。まずはそのいろんな施設の管理がうまくできるのか、そういう声がないのかっていうのを分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まずこのマイナ保険証に移行するに当たりまして、保険者である税務保険課のほうに医療機関若しくはそういった施設等からのそういった苦情なり問合せ等は今のところ意見もあっておりませんで、高齢者を担当いたします福祉人権課のほう、あとは障害を担当します福祉人権課と、あと包括支援センターのほうにも今回のマイナ保険証の関係で保険証が無くなることについて、そういった何かこう問い合わせなり苦情の声が上がってないかということは確認をさせていただいたんですけれども、今のところは上がってないと。1件も無いということの報告は受けております。でマイナ保険証の管理の問題にはなるんですけれども、一応国からの通知の中では保険証の管理につきましては、従来の保険証と同じような形で施設と本人様の契約の中で預かることは可能だという見解が出ておりますので、ただ言われるように施設の方にとってはかなりの負担が増えることとは思うんですけれども、一応保管をすることということにつきましては従来の保険証と同じような形でご本人さんとの入居するときの契約の中で、そういった預かることも可能だということは通知は来ております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 預かることが可能だといっても、言ったでしょう。本人が申請しないといけないし、色々分かって更新にしろ何にしろ本人がそれができない状態の方が、75歳以上であればたくさん出てくるんじゃないかと。先日も言いましたけれども暗証番号の管理ができない。じゃ顔認証にすればいい。それも出来ないとかいうふうになればね。それはもう施設は管理し切れませんよ。それをね。今のところ苦情が来ていませんからじゃなくて。それはいろんな関連する施設にどういったお困り事があるのか、どういった不具合があるのかというのは役場のほうからやっぱり調査すべきじゃないですか。影響がどれだけあるのかと思います。これはちょっと議案からちょっと大分外れていっているんで申し訳ないんで、もう1つね。たとえ今紐付けされてある方が50何%やったかな。56.7%ですね。でも、これから保険証無くして資格確認書に代わると、でも紐付けされてある方は資格確認書来ませんよと。とすれば今からね12月までの間に恐らく10月が手いっぱいだろうと思いますけど、解除する方も出てくると思いますよ。マイナ保険証に紐付けしたのを紐付けを解除する。またはマイナンバーカード返す人もおられると思いますけども、こ

の対処法としてはどういうふうに考えてあるんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まず現在につきましては、今年の7月末までが保険証の切替えになっておりましたので、8月1日から来年の平成7年7月末までの保険証というのは、現に皆様のお手元にございますので、12月2日が過ぎたとしても有効の保険証につきましては、来年の7月の末まで使うことはできるということになりますので、直ちに資格確認書が必要になるという状況にはならないかというふうには思います。ただ、国民健康保険証のときもお話したんですけども、ただ今、後期高齢者医療の保険証につきましては、広域連合のほうが一括で管理しておりますので、この場でこういったタイムスケジュールでそういった方に資格確認書を送りますよということを今即答はできないんですけども、国民健康保険証でいえばそういった方につきましては、マイナ保険証が喪失された方につきましては逐次確認し資格確認書をお送りするという体制をとっておりますので、町としても広域連合のほうにそのような取り扱いがこれから求めていくというふうな形で、そんな形で対応させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 議案の内容というのは規約の変更ということで、1行というかその文言の変更だけが議案の分に掲げられておりますけども、皆さんおっしゃるとおり12月2日をもっての保険証の廃止と紙ベースを廃止して新たな資格確認書等に切り替わっていくということで、今大きな不安を抱えているような状況だということを訴え頂いてお答えになっているんじゃないかなと思いますけども。1つ確認しておきたいんですけど、資格証明書っていうのが資格確認書の内容というか記載されている内容というのが今紙ベースの内容、それらを全て網羅されているのかどうか。そして、今は例えば後期高齢者の関係、そちらじゃないかもしれませんが、寝たきりの方とか、認知症の方とか、自分の意思表示が出来ない方、もう現在の状況でそういったものが送られてくるのか。その辺を確認したいんですけど。記載内容について、まず自己負担額の限度があるとか認定疾病の病名が載っているとか高額療養費の限度額が適用の区分が載っているとか、そういった記載事項が同じ状況でつくられたものが手元に来るのかどうか。まずこのことについてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず資格確認書の記載の内容につきましては、今保険証の中に記載している事項の中で載らなくなるという情報はございません。ですので、現保険証の機能は全て記載されている内容につきましては全て記載をしておるということになります。あと、その資格確認書をお送りするということの送付先のこと言われたかと思うんですけども、その方の住所所在地若しくは届出先の変更のその届出を特に出しておられる方につきましては、その届出先の住所にそういった書類のものにつきましては、従来どおりお送りさせていただくということになります。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 基本的には中身は一緒で何も変わることはないんだということで理

解しておきたいと思いますけども。今おっしゃっている事務手続で本人が何か申請しなきゃいけない。手続ちゅうかな。そういったものというのは何かあるんですか。それとも何もない状態であれば、何も申請がない。何も希望がないっていう場合は、今の保険証はペーパーベースの保険証じゃなくて、その時期が来たらこの資格確認書が無条件に送ってくるっていうふうに理解していいんですか。その手続で本人が何らかの申請をしなきゃいけないのかどうか。これをもう一度ちょっと確認しておきたい。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず資格確認書の送付につきましては政府の方から当分の間は本人申請に問わず資格確認書を職権で送ることができるということになっておりますので、今の段階ではもう何も手続をされなくても保険証に代わる資格確認書につきましては、申請いらずにお送りすることができるということになっております。ただ、ほかに当然、今現在も入院されるときに限度額適用認定書であったり、そういったものにつきましては各個々人が必要な方が窓口での申請を必要としておりますので、書類につきましては従前のとおり、今までどおり必要な方につきましては、申請に基づいて発行するということになります。ただマイナ保険証をお持ちの方につきましてはそういったそこまでの情報が保険証のほうに入っておりますので、そういった手続が不要になるということになります。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 結局、当分の間は現状何か申請がなくてもいいよ。マイナ保険証のほうに切り替わっていれば、そういったことを申請しなくていい。ただねマイナンバーカードすらつくれないって方はたくさんおられるんですよね。寝たきりの方とか本人申請なんで、顔認証も出来ない。当然、自分の意思表示が出来なければ暗証番号を持っていません。そういった方々に対して何かこうこのまんまだ単に議案から見れば1行の言葉の変更ですけど、そういった多々ある問題点が裏に潜んでいる議案だというふうに理解しておりますけども。そういった当分の間って、じゃどれぐらいなんですか。とかいったような事ちゅうのは、町のほうから何か国に対して若しくは県に対して確認を取るとか、このままずっと将来的にもこのままの状態で行くのか。それとか先ほど一般質問でもありましたけども、病院のカードリーダーの問題とか、そういったことに対して町のほうから何か国に確認するという作業は何らかの方法で出来ると思うんだけど、こういったQ&Aとかそういったものでの確認というのはされているんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず当分の間ということにつきましては国会の答弁等も聞いておるんですけども、当分の間としか、今国会の中でも明言されておられませんので、行政として言えることも当分の間という答弁にしかちょっと今できない状況でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第44号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第47号 鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) この管理はどこが管理するのか、なぜそういうふうに担当がそこになったのか、まず教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。新庁舎の多目的ホール及び健康増進室におきましては、新庁舎の中の1部屋という形になりますので庁舎管理を行います管財課のほうで管理を行ってまいります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 別表にあります施設の使用料ですよね。これはどういう基準でこの金額になったのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。別表にあります使用料、それから冷暖房使用料ともに建設時にかかるインシヤルコスト、それから今後掛かっていく維持管理費のランニングコストを合計しまして、1時間当たりの金額を算出しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) ほかにいろんな会議室だとか、新庁舎だけじゃなくてね。中央公民館なり福祉センターなり色々ありますけれども、そことの兼ね合いというのは全く勘案されてないんでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。基本的には総合福祉センターの現保健棟にあります多目的ホール。それから健康増進室の機能移転ということでございますので現在の金額と余り差が生じないように金額の設定について行っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 今言われました料金の部分なんですが、料金の部分。こちら消費税ほかの次の議案等は消費税が10%入った、例えば300円だったら330円とかいうふうな金額になっていると思うんですが、こちらの金額はこれで税込みということでよろしいんでしょうか。



○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 こちらの金額は、備考の第1項に書いてあります通り第2項に記載をしておりますけども、消費税込みの1時間当たりの金額となります。なお別途上程しております。くらじふれあいアリーナそれから体育施設、公民館の設置及び管理に関する一部改正条例のほうでおきましても、今回の合わせた形で税込みの金額としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第48号 鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) これは新たな条例となるわけですがけれども、ただし、くらじふれあいアリーナ棟は今までも使用されてきました。他の議案については新旧対照表だとかありますけれども、使用料等の新旧対照表というのが付いてないんですよね。これは新たにということなんでしょうけれども、議案審査に当たってはやっぱり旧はどのくらいだったのかということも教えていただきたいというふうにも思いますので、その辺ご配慮願えませんか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。金額については変更等があっておりませんので、そのままという形になるんですが、委員会のときには前の分も提示したいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 備考欄のところに、アリーナは全室の使用を原則とすると書いてあるんですね。原則としてすると書いてあるんですが、料金のところには3分の2とか3分の1室まで。町はとか3分の1室以下の時はと書いてあるんですが、どういう場合にこういうことが認められるのか、何か基準があるんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 スポーツ等、やっぱ種目によって卓球をされる場合であればスペースが当然少ないということで全体ではなく3分の1とか、卓球1台当たりとかいう形で、すいません。こっちは、すいません。そうですねやっぱりすいません。間違いないですが、使う競技によってやっぱり使う面積っていうのが変わってきますので、原則としては全体にはなるんですが、使うスパー

スが少ないのであれば3分の1、また3分の2とかいう形で使っていただくために中のほうは分けております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第49号鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第49号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第50号 鞍手町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第50号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第51号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設

置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほど石井議員からもありましたけれども、これまでの料金を消費税額を含むという意味合いでの料金だったんじゃないでしょうか。これを機に新たに10%上乗せした使用料を全て設定するというのはおかしいんじゃないだろうかというふうに思いますが、その点についてお答えください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。利用料のほうは条例のほうの表記では消費税抜きってということで、別のところに消費税を取りますっていう形で表記しておったのを、今度はそちらのほうを無くして表を見て一目で分かるようにという形で、消費税込みの金額で上げさせておりますので、今現在、使用料としていただいている分の金額からは変更ございません。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） これまでどおりということですね。そしたら、ちょっと戻るんですけど、庁舎のやつも同じ考えなんですか。全て使用料関係は内税という形にしていく、なっていくっていう事なんでしょうか。ちょっとその辺の基本的な考え方はどういう風に考えてあるのか教えてほしい。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。基本的には利用者の方に対して分かりやすくという意味合いで、消費税込みの金額としていくことを今後はやってまいりたいというふうに考えておりますので、まだちょっと消費税抜きになっている他の使用料の部分があるかもしれませんが、改正に合わせて、そこら辺については適宜改正のタイミングで行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第52号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。1款議会費及び2款総務費について、22ページから31ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 24ページ。文書広報費です。備品購入費として補正されているようですが、この備品の品目。それと購入目的等を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回購入する品目につきましては、スキャナー1台を購入したいというふうに考えております。今回の購入の目的につきましては、令和2年度より永年文書等の電子化を進めておりますけれども、A3サイズ原稿台があるスキャナーが現在1台しかありませんので思うように電子化が進んでない状況でございます。なので、もう1台購入したいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 同じページです。電算管理費。基幹システムのシステム改修等、何だこれ。業務委託料、このシステム改修の内容を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回のシステム改修につきましては、本町のDX推進計画に基づきまして、ペーパーレス化、データ化を行うために財務会計システムの改修、電子化を行うものでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

次に進みます。3款民生費及び4款衛生費について、30ページから37ページまで質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 37ページのところに、4款のところなんですけれども、アピアランスケア推進事業というのがありまして30万ということになっております。具体的な内容と件数が分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。アピアランスケアは当初予算では医療用ウィッグが4人、補正具10人の計30万で計上しておりましたが、令和6年7月現在で医療用ウィッグ申請が4人。20万円を利用しておりますので、予算の不足が見込まれるため補正計上しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

次に進みます。6 款農林水産業費から 8 款土木費について、3 8 ページから 4 5 ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 3 9 ページ。農地の大区画化・集約化推進事業費の補正が上がっていますけども、これ当初予算から見た場合に予定していた人数が増えたんだらうというか、そういうふうに理解をしておりますが。まずその理解で良いのかどうかを教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。今回の農地の大区画化・集約化推進事業費補助金につきましては、先日、内示が出ましたので改めて総額を補正計上しておるところでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 金額だけが大きくなって、これ対象がどうのこうのとかいうような補正じゃないですか。要するに 1 0 人予定していたのが 1 5 人になったから補正しますとかじゃなくて、これだけのお金でしますよってというのがただ増えたから補正したんですか。どうなんですか。この補正の理由は何なんですかね。対象者が増えたからなのか、それとも対象としている土地が増えたからとか、いろんな要因があると思うんですけど、それはどういった理由での補正になっているんでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 財政担当課としてお答えさせていただきます。産業振興課のほうから、今回の補正予算の要求につきましては、当初はこの分の事業費は 0 円でございます。今年度になりまして、この補助事業について農家さんの方が取り組みに手挙げ申請されております。その分で先日採択されておりますので、その分の補正ということで全くの新規の事業に取り組むという形でおるようでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） そしたらこの事業自身は今年度は新規に申請者が出て、多分これはどこだ。国か。県か。県に認められ、その申請内容が県で認められて事業化するんだ。今年度の分として新規追加するんだ。とそういった状況ですよね。今の説明でいうと。そういった理解でいいんですよね。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回の補助事業につきましては、そういう状況でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 8 款まで、ですよね。4 1 ページ。直方・鞍手工業用地造成事業費。これ提案理由の説明では隣接地に所有者不明の土地があるから、その確定測量若しくは境界を確定させるために、裁判所のほうに申請手続をする経費だというふうになっています。鞍手町の地域に不明な土地が 1 0 0 % 全部が鞍手町に入っていて、そして隣接しているのも鞍手町しかないと言うのであれば、全額鞍手町が経費を持つというのは理解できるんだけど、これどういう状況でこ

の金額になっているのか。その辺を教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えをいたします。まず状況についてでございますが、この直方・鞍手工業用地造成事業に係る用地測量におきまして、開発エリアに隣接する土地所有者のほうに境界立会を求めるということで登記簿から所有者を割り出し接触を試みましたが、もう既に亡くなっておられまして、その登記が非常に古くて氏名のみの登記ということで住所の記載もなくお名前だけを手がかりに戸籍等を調べて、ある程度の相続人の目安をつけて確認等を行いました。特定をすることができませんでした。開発行為を完了するためには工事完了までに全ての境界を確定させておく必要がございます。そのため今回裁判所に対しまして所有者不明土地管理者の申立てを行い、境界立会に応じていただく必要がございます。そしてその土地の所在でございますが、土地の所在は鞍手町大字中山、番地でいきますと1008番地となっております。これは鞍手町町内にある物件ということで、この費用負担につきましては令和4年8月26日直方市と締結をいたしました直方・鞍手工業用地造成事業に関する合意に係る基本協定書の第2条で、用地測量において行政区ごとに生じた費用、直方市及び鞍手町それぞれが負担をするという規定がございます。それに基づきまして当該土地の所在が鞍手町でございますので、裁判所への申立て利害関係人となる鞍手町が費用の負担をするというようなことになっております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 43ページ。道路維持管理事業費、工事費です。100万円上がっていますけれども、提案理由の説明では上がっています。ただこの工事が必要な現状、こういう状況だから工事が必要なんだっていうのが提案理由からは読み取れません。どういう状況でこの工事費が出ているのか教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。本補正は、ちょうど池尻・宮ノ原線の道路の下、町道の道路下に敷設してある道路排水の鉛管が破損しており道路路面の一部が陥没しております。その鉛管を取り替え及び道路のり面も補修工事として今回補正を上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 議長のほうにもお願いしたいんですけども、今のような内容が提案理由の説明の中にあればここでお聞きする必要はないんですよね。是非、その提案理由の説明も少し詳細に行っていただきたいというふうに思いますので、議長のほうで申入れ等のご判断をしていただきたいということでお願いをして終わります。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほどの直方・鞍手工業用地の関係なんですけれども、このままでは造成工事に支障を来すということなんです。裁判所に申し立てるようにしているんでしょうけど、期間的にはどのくらいかかるんでしょうか。その支障を来さない程度なんでしょうか。その辺

について確認したいです。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず、この件に関しましては裁判所のほうに例えば予算の額であったりとか期間であったりとか、色々質問させていただきましたけれども、裁判所からの回答はございませんでした。よって本町の顧問弁護士のほうに相談させていただきました。大体このような案件でどれぐらいの期間が必要かというお尋ねをいたしましたら、大体半年から1年という回答を頂いております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） いや、ですから半年から1年かかって工事に支障は来さないのかっていう確認をしたい。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。工期につきましては、県の造成が令和7年度末、令和8年3月までというふうになっておりますので、期間的には十分余裕があるのではないかなというふうに考えておりますが、造成工事が早まる場合もございますので、その点については県と協議をしながら話を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

次に進みます。10款教育費について、44ページから51ページまで質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 49ページの歴史民俗博物館のところなんですが、恐らく令和7年の2月末までが工事期間だったと思うんですが、現状はどうか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。博物館の別館の展示工事につきましては庁舎建設工事と同じ工事と一体となっておりまして、この部分については庁舎の引き渡しと同じく令和6年10月末で引き渡しということになりますので、それから展示工事に開始となりますので、今は映像コンテンツ等の事前に準備できる部分ということで展示場以外の分の準備を進めており、展示場の分については11月から工事のほうに入るようになっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。12ページから21ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第53号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第54号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第54号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時00分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時17分 ——

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○武谷朋視議会事務局長 それでは、ご報告いたします。委員長に許斐英幸議員、副委員長に新谷留晴議員です。以上でございます。

○的野信之議長 以上のように決定しました。

次に進みます。日程第11 議案第56号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第57号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第58号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第59号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第60号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第61号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第61号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第62号 令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第62号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１８ 議案第６３号 令和５年度鞍手町下水道事業会計決算認定を議題とします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第６３号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第６３号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１９ 議案第６４号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和６年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第６４号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第６４号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日１２日から１８日までの７日間は委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、明日１２日から１８日までの７日間は委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 １４時２３分 ——
~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号） |                        |                  |          |          |                |          |
|--------------------------|------------------------|------------------|----------|----------|----------------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂               |                  |          |          |                |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議                |                  |          | 議 長      |                |          |
|                          | 令和6年9月19日      午後1時00分 |                  |          | 的 野 信 之  |                |          |
|                          | 閉 会 開 議                |                  |          | 議 長      |                |          |
|                          | 令和6年9月19日      午後1時51分 |                  |          | 的 野 信 之  |                |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号               | 氏 名              | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名            | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                      | 許 斐 英 幸          | 出        | 1 1      | 栗 田 美 和        | 出        |
|                          | 2                      | 田 中 二 三 輝        | 出        | 1 2      | 西 藤 典 子        | 出        |
|                          | 3                      | 星      正 彦       | 出        | 1 3      | 篠 原 哲 哉        | 出        |
|                          | 4                      | 宇 田 川    亮       | 出        |          |                |          |
|                          | 5                      | 野 口 美 恵 子        | 出        |          |                |          |
|                          | 6                      | 新 谷 留 晴          | 出        |          |                |          |
|                          | 7                      | 的 野 信 之          | 出        |          |                |          |
|                          | 8                      | 石 井 大 輔          | 出        |          |                |          |
|                          | 9                      | 許 斐 潤 一 郎        | 出        |          |                |          |
|                          | 1 0                    | 有 働 徳 仁          | 出        |          |                |          |
| 出席      13人              |                        |                  |          |          |                |          |
| 欠席      0人               |                        |                  |          |          |                |          |
| 欠員      0人               |                        |                  |          |          |                |          |
| 会議録署名議員                  | 3                      | 星            正 彦 |          | 4        | 宇 田 川        亮 |          |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務<br>局 長   | 武 谷 朋 視     | 出 | 議 会 事 務 局<br>次 長                   | 加 藤      優 | 出 |
|----------------------------------------|------------------|-------------|---|------------------------------------|------------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長              | 岡 崎 邦 博     | 出 | 副 町 長                              | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長            | 外 園 哲 也     | 出 | 会 計 課 長                            | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長          | 梶 栗 恭 輔     | 出 | 都 市 整 備<br>課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権<br>課 長   | 田 鶴 原 竜 二   | 出 | ま ち づ く り<br>課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険<br>課 長   | 石 田      克  | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農<br>業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長          | 石 田 正 樹     | 出 | 上 下 水 道<br>課 長                     | 神 谷      徹 | 出 |
|                                        | 健 康 こ ど も<br>課 長 | 沼 野 葉 子     | 出 | 教 育 課 長                            | 森 永 健 一    | 出 |
|                                        | 住 民 環 境<br>課 長   | 大 村 俊 夫     | 出 |                                    |            |   |
|                                        |                  |             |   |                                    |            |   |
|                                        |                  |             |   |                                    |            |   |
| 議事日程                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |
| 付議事件                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |
| 会議経過                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |

## 令和6年 第4回鞍手町議会定例会 議事日程

9月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第61号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計  
歳入歳出決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第62号 令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 令和5年度鞍手町下水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第56号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出  
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第58号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第59号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第60号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第47号 鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第48号 鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第49号 鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第50号 鞍手町公告式条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第51号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館  
設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第52号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算 (第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度  
固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第53号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第54号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について  
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 意見書第2号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を  
早急に行うことを求める意見書
- 日程第21 閉会中の継続事件

9月19日本会議 審査報告、閉会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○岡崎邦博町長 「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について」行政報告をいたします。

昨今の消防行政を取り巻く状況は、災害の多様化、大規模化に伴い、消防・救急サービスに対する住民ニーズはより専門的で高度化し、多様化してきております。その一方で、厳しい地方財政の中で、行財政の効率化も同時に求められており、消防行政はその両面において対応を迫られている状況であり、消防庁では「消防の広域化」の一つの手段として消防事務の性質に応じ一部の事務について連携・協力をする必要があると示しております。これまで、飯塚地区消防本部と直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部は、消防本部ごとに消防指令システムを整備し運用してきましたが、先に述べた課題に対応する必要性が高まったことから、直方市消防本部との広域化を検討している中ではありますが、両消防本部で更新時期を迎える消防指令システムの共同運用を先行して行うことにより災害情報を一元的に把握し、効率的・効果的な応援体制の確立による広域的な災害対応能力の向上や、経費の削減、人員の効率的な配置を可能とするため、直方・鞍手広域市町村圏事務組合から飯塚地区消防組合へ消防指令業務に関する事務を委託するものであります。今回の共同運用における具体的な効果としましては、両消防本部は管轄地区が隣接することから、飯塚市・嘉麻市・桂川町・宮若市・小竹町・鞍手町の災害情報を一元化し消防相互応援協定に基づく迅速な応援出動が可能となり、消防サービスの向上につながります。また、財政的な効果といたしましても、消防指令システムを各消防本部で単独整備する場合と比較して施設整備や運用に係るコストの全体的な軽減が見込まれるとともに、国が掲げる消防の連携・協力の推進に沿った取り組みであるため、国の有利な財政措置を活用することができ構成市町の財政負担の軽減にもつながるものであります。なお、令和6年9月2日に直方・鞍手広域市町村圏事務組合議会及び同年9月5日に飯塚地区消防組合議会において消防指令に関する事務委託の議案が可決され、9月12日に共同運用調印式が執り行われております。運用開始については、令和8年4月1日を予定しております。以上、「飯塚地区消防組合と直方・鞍手広域市町村圏事務組合との間における消防指令に関する事務の委託について」の行政報告を終わります。

○的野信之議長 以上で行政報告を終わります。これより日程に入ります。日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第55号を議題とします。本案は決算特別委員会に付託していましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。許斐英幸決算特別委員長。

○1番（許斐英幸議員） 決算特別委員会の議案審査報告をいたします。只今議題になりました、

議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について、鞍手町が抜けたということですか。失礼しました。もう一度やります。議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について、9月17日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告します。尚、全員で構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたします。当委員会は、慎重審議の結果、当提案どおり、原案を賛成多数で認定いたしました。以上。

○2番（田中二三輝議員） 議長。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 只今の報告で議案名が間違っていました。正しく報告させるよう指導してください。

○的野信之議長 わかりました。議案名が間違っているとの指摘がありましたので、決算特別委員長の審査報告を再度求めます。許斐英幸決算特別委員長。

○1番（許斐英幸議員） すいません。何べんもすいません。もう一度やり直します。決算特別委員会の議案審査報告をいたします。只今議題になりました議案第55号 令和5年度一般会計決算認定について…。歳入採決について…。

○3番（星正彦議員） 議長。休憩して。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時10分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時11分 ——

会議を再開します。

○1番（許斐英幸議員） どうも申し訳ないです。何べんもやり直して情けないなと思いますけど、指摘がありましたので、もう一度やり直します。

議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定について、9月17日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告いたします。尚、全員で構成する決算特別委員会です、審査の経過については省略いたします。当委員会は、慎重審議の結果、当提案どおり原案を賛成多数で認定いたしました。以上。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第55号「令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数です。)

挙手多数です。よって議案第55号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第61号から日程第4 議案第63号までの3件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

**○6番(新谷留晴議員)** 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。只今議題となりました議案第61号から63号まで令和5年度決算認定3議案について、9月13日に当委員会におきまして、審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第61号について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で認定されています。議案第62号および議案第63号について、同様に慎重審議の結果、両議案ともに当局提案どおり全会一致で認定されました。以上。

**○的野信之議長** これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第61号「令和5年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号「令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号「令和5年度鞍手町 下水道事業会計 決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第 63 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第 5 議案第 56 号から日程第 9 議案第 60 号までの 5 件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原 民生産業委員長。

○13 番(篠原哲哉議員) 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第 56 号から議案第 60 号までの令和 5 年度決算認定 5 件について、9 月 12 日に当委員会で審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第 56 号について、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。

次に、議案第 57 号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定されました。

次に、議案第 58 号及び 59 号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。

次に、議案第 60 号について、同様に慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。以上です。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第 56 号について、質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 57 号について、質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 58 号について、質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 59 号について、質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第60号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第59号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第60号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第56号「令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第５６号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第５７号「令和５年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第５７号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第５８号「令和５年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第５８号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第５９号「令和５年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第５９号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第６０号「令和５年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定」を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第６０号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第１０ 議案第４７号から日程第１６ 議案第６４号までの７件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○6番（新谷留晴議員） 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。只今議題となりました議案第47号から議案第64号まで7議案について、9月13日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第47号は、役場新庁舎に設置する多目的ホール及び健康増進室を町の業務に支障がない範囲で、町民等の使用に供することについて、新たに当該使用に関し必要な事項を定めるものとし条例を定めるものです。執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。主な質疑の内容として、使用料に関し町内の方、町外の方の判断はどこですのかということに対し、登録時のID発行時に確認するとの答弁がありました。また休日の管理はどのようなになるかについて、新庁舎においては執務室以外は午後10時まで施設の開放、多目的ホール及び健康増進室は片付け等の時間なども考慮して、午後9時30分と考えているとの答弁がありました。管理については宿直の警備員を配置するとの回答がありました。また業務中の騒音対策として、防音使用の設計対策又は町の業務に支障がない範囲で使用に供することとなり、支障がある場合は許可しないとのとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第48号は、総合福祉センターが持つ保健福祉機能を役場新庁舎に移転し、現行の勤労者ふれあい棟の名称を変更し、引き続き体育施設として管理していくこととし、新たに当該施設の設置及び管理に関して条例制定を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第49号は、鞍手地区都市再生整備計画における鞍手地区公園として、文化体育総合施設内に公園が整備されたことにより、新たに当該公園の管理に関し必要な事項を定めるものとして条例制定するものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第50号は、役場新庁舎の建設に伴い掲示場の位置の変更が生じるため、条例の一部について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第51号は、体育施設及び公民館の使用料の減免規定の見直し、また公民館内部改修により施設名称の変更の必要があるため、条例の一部について所要の改正をするものです。執行部より詳細説明を受け質疑に入りました。主な質疑は減免の具体的内容について、執行部の答弁は福祉センターの閉鎖に伴い社会福祉協議会・老人クラブ・ボランティア連絡協議会等が公民館に移られるので、会議等も公民館の中で行われるので減免規定を改正し、その団体が使用できるよう改正を行うこととしての回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第52号は、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第64号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されたことにより、課税免除措置を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上です。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第47号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第４８号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第４９号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第５０号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第５１号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第５２号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第６４号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第４７号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第４８号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第４９号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第５０号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第５１号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第５２号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第６４号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第４７号「鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決で



あります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第４７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって…。(挙手の仕方にばらつきがあったため)

もう一度お伺いします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はもう一度挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

議案第４８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号「鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第４９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５０号「鞍手町公告式条例の一部を改正する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第５０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５１号「鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置 及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和6年度鞍手町 一般会計補正予算 第2号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第17 議案第53号から日程第19 議案第44号までの3件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

**○13番(篠原哲哉議員)** 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第53号から議案第44号までの3件について、9月12日に当委員会で審査を行いましたので一括してその審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第53号および54号の2件については、執行部同席のもと詳細説明を受け質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり2議案とも全会一致で可決いたしました。

次に、議案第44号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い当広域連合規約の一部を変更するため、関係市町村と協議することについて議会の議決を求めるものです。執行部により詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑としてマイナンバー保険証については、施設に入って申請に來れない方など、身動きが取れない方々に対する対応はどのようなものかということに対して、執行部の答弁はマイナ保険証はマイナンバーカードと保険証を一体化するということで、基本的にはマイナンバーカードを作っていただくが、住民係でマイナンバーカードの出張申請を行っている中で、施設に入所されている方については、町内であれば職員が施設に伺いマイナンバーカードの受付を行い、

それと同時にマイナンバー保険証の普及に努めていきたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。以上でございます。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第53号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第54号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第44号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第53号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第54号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第44号について、討論はありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　議案44号に対し、反対の立場で討論いたします。

1つ根本であるマイナンバーカードは、任意であり強制されるものではない。

2つマイナ保険証には多くの問題点があるが、未だに解決していない。

3つマイナ保険証は全ての医療、介護関係施設で使用可能となっている状況である。もう一度言いなおします。3つマイナ保険証は全ての医療、介護関係施設で使用可能となっていない状況である。

4つ令和5年9月21日に鞍手町議会は保険証の存続を求める意見書を各関係大臣に提出している。よって鞍手町議会が提出している意見書の内容と相反する理由で議案第44号に賛同は出来ない。以上、反対討論します。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に対し、反対の立場で討論いたします。

本議案は令和6年12月2日以降、現行の保険証が発行されなくなることに伴い福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要が生じ、関係市町村と協議するものである。現行の被保険者証が発行されなくなることに対し高齢者や障害を持つ人、自らの意思表示ができない高齢者等を介護する家族や介護関係者らは代わりに発行される資格確認証の記載内容など不明な点がありにも多く、この激変に大きな不安を感じております。なお、昨年の9月定例会において陳情第5号「健康保険証の存続を求める意見書」の採択についての陳情書を採択し、鞍手町議会は政府が現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させたことに伴いマイナ保険証に関する重大なトラブルが続出したことを重く受け止め、誰もが安心して保健医療を受けられるよう健康保険証の廃止を行わないことを求め、健康保険証の存続を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出しております。このことを十分に理解し被保険者証が発行されなくなること起因する議案第44号に賛成する要因は微塵もない。鞍手町民の平穏な日々を守るために本議案に反対の意思表示をし、国に対しこの愚かな制度の早急な見直しを訴え反対討論とする。以上。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員） 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に対し、賛成の立場で討論します。

議案第44号について、国は特定の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に法律等の一部を改正し、本年12月2日からマイナ保険証に移行することを決定したところで、これにより検診や服薬の情報が共有され、より安心して適切な医療を受けることが可能になることや窓口での医療費負担の軽減のほか負担限度額確認や退職、引っ越しによる手続きなども容易になるなど、被保険者、住民にとって多くのメリットがあり、また医療機関のデジタル化が進むことにより医療従事者等の業務負担軽減に繋がることが期待されます。今回の後期高齢者医療広域連合規約の変更は、本年12月2日に迫ったマイナ保険証への移行に対応するべく、広域連合が処理する事務に関する規定を改正しようとするものであり、今後、医療DX、デジタルトランスフォーメーションを構築し、誰もが安心して適切な医療を受けられる環境整備に繋がることが期待して、議案第44号に賛同するものであります。以上の賛成討論を終わります。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第53号「令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程20 「意見書第2号」を議題とします。提出者を代表して6番議員 新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。6番議員 新谷留晴議員。

○6番(新谷留晴議員) 意見書第2号を提案いたします。意見書第2号 「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」別紙意見書案を提出する。令和6年9月19日提出。提出者、鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲哉。提案理由、地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○的野信之議長 お諮りします。意見書第2号は質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑・討論を省略します。これから採決を行います。意見書第2号「訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書」を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第20「閉会中の継続事件」を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査にすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第4回定例会を閉会します。

—— 閉会 13時51分 ——  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的 野 信 之

議員 星 正 彦

議員 宇 田 川 亮

令和6年9月19日

鞍手町議会

議長 的 野 信 之

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委 員 会 名 | 調 査 事 項 |
|--------------------------|--|
| 総務文教委員会 | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査 |
| 民生産業委員会 | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査 |
| 議会運営委員会 | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査 |
| 議会広報編集調査特別委員会 | 議会広報編集及び調査 |